

ミャンマー人権報告書 2015 年版

概要

ミャンマーは、国民議会（National Parliament）が大統領を選出する準議員内閣制を敷いており、憲法の条項は国、地方及び州の議席の 4 分の 1 を軍が任命した現役軍人に与えることを規定している。また、軍は、国防、内政、国境問題を担当する各大臣を指名する権限を有し、大統領が国家の緊急事態を宣言した場合、政府の全部門の支配権を無期限に掌握する。2015 年 11 月 8 日、ミャンマーは全国的な議会選挙を実施した。この総選挙は構造的に一部欠陥を抱えていたものの、国民の意思を反映した信頼できる選挙であったとして市民に広く受け入れられた。アウン・サン・スー・チー（Aung San Suu Kyi）が党首を務める野党の国民民主連盟(NLD : National League for Democracy)党 は、二院制議会の民選 491 議席のうち 390 議席を獲得した。文民当局は治安部隊に対する実質的な支配権を維持していなかった。

ミャンマーにおける 3 つの主要な人権問題は、言論・結社・集会の自由に関する制限、紛争の被害を受けた少数民族地域で行われている人権侵害、ロヒンギャ（Rohingya）の人々に課された制限であった。2015 年を通じて、言論と集会の自由の行使に関連した学生の逮捕、また、土地の権利に係る活動家及び個人の逮捕が継続した。こうした人々の多くは、長期に亘る公判の後で行き過ぎた刑罰を科されたため、司法制度に対する信頼が低下した。衝突が再度勃発した民族地域では、大量国内避難と目に余る人権侵害が発生した。しかし、政府は人権侵害の報告に対して微々たる措置を講じたに過ぎなかった。政府は、人権侵害、無国籍問題、暴力及びロヒンギャに対する差別の根本原因に対処する措置をほとんど何も講じなかった。政府は、2015 年 11 月 8 日の総選挙で、これまでの選挙では投票してきたロヒンギャの多くの人々から選挙権を剥奪するとともに、ロヒンギャのほぼ全員と多くのイスラム教徒が選挙に立候補するのを認めなかった。当局は強制的に退去させられたロヒンギャやその他のイスラム教徒の数千世帯の家族をラカイン（Rakhine）州内のそれぞれの出身地域に戻し始めたものの、このような人々がまだ 13 万人以上、難民キャンプで居住し続けている。

その他の深刻な人権問題も解決されないままであった。この中には、レイプと性的暴行、強制労働、政治的動機に基づく逮捕、平和的なデモ参加者に対する過度の武力行使、蔓延する腐敗、土地に関連する紛争、ジャーナリストに対する威嚇及び時折発生するジャーナリストの逮捕などが含まれる。当局は紛争地域の市民を、殺害や度を越す人権侵害、強制退去から守らなかった。

刑務所や労働収容所の状況は過酷であったが、一般に生命を脅かすものではなかった。人種や宗教を守るとはされているが実際は少数民族や宗教的マイノリティー（少数派）を差別す

るような方法で執行される恐れがある 4 つの法案を政府が可決した。軍は 2015 年を通じて 146 人の児童兵士を解放したが、依然として児童兵士の徴募に関する報告がなされている。成人や児童の強制労働を含む人身売買は継続していた。

政府は人権侵害に関与した職員を訴追又は処罰するために若干の措置を講じたものの、政府機関や治安職員による人権侵害は一般に処罰されないまま継続した。

一部の民族武装集団も、成人や児童の強制労働、児童兵士の徴募を含む人権侵害を犯し、紛争地域の市民を守らなかった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

政府又はその機関が国内紛争に関係しない恣意的又は非合法的な殺害を犯したという報告が数件なされている。治安部隊による人権侵害を捜査し、訴追するための有効な法的メカニズムは存在しないと伝えられている。

2015 年 1 月 19 日、カチン（Kachin）州の 2 人の教師 Maran Lu Ra と Tangbau Hkawn Nan Tsin がシャン（Shan）州ムセ（Muse）県 Kaung Hkar 村で殺害されているのが発見された。市民社会と地元メディアはミャンマー陸軍第 503 大隊（Burmese Army 503 Battalion）がこの教師たちをレイプし、殺害したと広く報じたが、目撃者もなく、政府職員は 1 月 20 日の検視結果に基づきレイプはされていないと述べた。同年 1 月、警察と軍は捜査を開始した。その後、軍将校はメディアに対し、法医学的分析の結果、兵士が関与したことを示す証拠はなかったと語った。軍と警察による捜査の結果は公表されなかったため、カチンパプテスト連盟（KBC : Kachin Baptist Convention）は、その信頼性と透明性に疑問を投げかけた後で同年 2 月 6 日に独立調査委員会を設置した。KBC の報告によると、2015 年 9 月現在、その独自の調査において軍や警察当局の協力を十分に得られていない。

2015 年 10 月 30 日、シャン州ムセ郡区で、Maung Phyo Thura は Yae Myint 巡査部長の息子である Set Paing Hmu と口論した後で勾留された。Yae Myint は Maung Phyo Thura を勾留し、彼に対して訴訟を提起した。10 月 31 日、警察は Maung Phyo Thura の両親が警察署で彼に面会することを認めなかった。10 月 31 日夜、警察の指示で、両親は地元の病院を訪問し、Maung Phyo Thura が殴打の痕跡を残したまま意識不明の状態にあることがわかった。Maung Phyo Thura は 10 月 31 日に死亡した。家族はムセ警察署を相手として訴訟を提起した。この訴訟事件は年末現在で係属中である。

国内紛争に関係する恣意的及び法に基づかない殺害もまた発生した(第 1 節 g 項を参照)。

b 失踪

紛争の被害を受けている国境州以外で、政治的動機に基づく一般市民の失踪に関する報告は一切なされていない(第 1 節 g 項を参照)。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

法律は拷問を禁止しているが、治安部隊の隊員たちは武力紛争とは関係のない事件で受刑者、被拘留者、その他一般市民、無国籍者を拷問し、レイプし、殴打し、また、その他の方法で虐待したと報告されている。このような事件は、たとえばラカイン州、カチン州、カレン (Karen) 州で発生した。カレン人権組織 (Karen Human Rights Organization) によると、カレン州ブ・トー (Bu Tho) 郡区で 2015 年 4 月 26 日、国境警備隊(BGF : Border Guard Force)第 1014 大隊の Hpah Tha Beh 中尉は、民族武装集団のカレン民族解放軍(KNLA : Karen National Liberation Army)と連絡をとって同解放軍を支持したという理由である村民を非難した後で、勾留し、激しく殴打した。この事件を受けて、同地域で KNLA と BGF との間で小競り合いが起きた。

治安部隊によるものを含み、イスラム教徒の女性がレイプされた事件に関する一貫した、信頼できる複数の報告がなされている。これらの事件に関して地元当局と治安部隊は犯罪者と疑われている者を捜査も、訴追もしなかった。

治安部隊は、被拘留者を激しい殴打や食糧・水・睡眠の剥奪などで怯えさせた他、頭を混乱させるような手法を用いて厳しい尋問に晒した。当局はもはや一般的慣行として火傷を負わせたり、水責めにするような手法は用いていないと伝えられているものの、人権擁護団体は依然として紛争の被害を受けている州における拷問事件を報告し続けている。これまでの年と異なり、政治犯に対するレイプその他の性的虐待についての報告は一切なされていない。過年度と同じように、当局は事件を捜査するためあるいは犯罪者と疑われている者を処罰するための行動をほとんど又は一切起こさなかった。

刑務所及び収容施設の状況

これまでの年と異なり、政府は国内の刑務所制度を組織的に改善するための取組みを開始した。しかしながら、刑務所や労働収容所の状況は、質の高い医療や食糧、避難所、衛生などの基本的ニーズに応えるサービスを十分に利用することができないため、依然として過酷で

あった。

物理的状況：内務省（Ministry of Home Affairs）が 2014 年 10 月に行った発表によると、矯正局（Correctional Department）は およそ 43 か所の刑務所、およそ 50 か所の労働収容所、改名した「農業・家畜飼育職訓練センター」及び「製造センター」を運営している。1 万人以上の受刑者がこれら全国の刑務施設の 46 か所で刑期を務めている。これらの刑務施設において、受刑者はそれぞれの刑期を「重労働」によって務めることを選択することもできる。多くの受刑者は、この形態の方がより望ましいと考えていた。

人権擁護団体と著名な国際非営利団体（NGO）は、およそ 6 万人の受刑者（男性 5 万人、女性 1 万人）が刑務所や労働収容所の別々の施設に収容されていると推定している。年少の被拘留者の数は数百人と推定されている。過密状態は、多くの刑務所や労働収容所で問題になっていたと伝えられている。一部の刑務所では、公判前被拘留者が既に有罪判決を受けている受刑者と一緒に収容されていた。また、政治犯は一般犯罪の受刑者と一緒に収容されることもあった。

医療用品や寝具類は十分でないことが多かった。寝具類は、マット 1 枚、木製の台あるいはコンクリート床に敷いたラミネート加工のプラスチックシートだけのときもあった。受刑者は常に飲用水を利用できるわけではなかった。多くの場合、家族は医薬品や基本的な生活必需品を差し入れ、刑務所が受刑者に配給する物品を補った。受刑者は、清浄水、囚人服、平皿、コップ、台所用品など基本的な生活必需品を得るために、刑務所長に金銭を支払ったと伝えられている。

被拘留者は、質が高くかつ時宜にかなった医療を受けることができなかった。受刑者は、非衛生的な環境と腐った食物に起因して発症するマラリア、心臓病、高血圧、結核、皮膚病、胃腸病など、健康問題に悩まされた。HIV/AIDS その他の性感染疾病の罹患率は依然として高い。また、元受刑者は、手入れが悪く、自然の力（風、雨、寒さ、暑さなど）に全く対応できない構造となっていてネズミ、ヘビ、カビなどが繁殖する建物に不満を訴えていた。

刑務所が劣悪な状況にあることや、質が高くかつ時宜にかなった医療を受けることができない状況に関連する生じる健康問題が原因で拘留中に死亡する事案が報告されている。2011 年から 2014 年にかけて、46 か所の刑務所・労働収容所において 120 人が死亡した。死亡原因は「天候、食事、生活様式、事故」であったと伝えられている。

ラカイン州の刑務所は、最悪の状況にあったと伝えられている。刑務所や刑務所以外の収容所に恣意的に拘留されたロヒンギャの数百人が適正手続きを拒絶され、ラカイン州刑務所の

刑務官や治安職員から拷問と虐待を受けた。

運営：一部の刑務所においては、表向きはスペースの制約と治安上の懸念という理由から、宗教作法を完全に遵守することを認められない受刑者もいた。たとえば、収監されていた修道僧の報告によると、当局は修道僧が仏教徒の聖日を祝うこと、僧衣を身に纏うこと、剃髪すること、修道院の作法に則った予定に合わせて食事を取ることを認めなかった。また、当局は、治安上の考慮事項を引き合いに出して、イスラム教徒の受刑者が金曜礼拝やラマダンで行っているようにグループで祈りを捧げることを認めなかった。受刑者や被拘留者は検閲や報復を受けることなく、司法当局に苦情を申し立てることができることもあった。赤十字国際委員会(ICRC : International Committee of the Red Cross) は、非人間的な状況についての信頼できる訴えを調査した。

独立的監視：政府は 2013 年にこれまでの禁止措置を解除して、ICRC が再び自由に刑務所や受刑者、労働収容所に立ち入り、受刑者に面会できるようにしたもの、ICRC は軍拘留施設や刑務所以外の拘置所に立ち入ることはできなかった。ICRC は引き続きその支援を、シャン州、カチン州、ラカイン州など少数民族地域の刑務所まで拡大している。立ち入りが再開したことを受けて、ICRC と政府は刑務所の水や衛生の設備、医療インフラ、廃棄物管理システムを改善するとともに、被拘留者が再び家族と連絡が取れるようあるいは家族との連絡を維持できるように支援した。ICRC は、刑務所当局との極秘の二者間対話を通じてその調査結果を報告した。これらの報告書は公開されておらず、また、他の如何なる当事者とも共有されていない。

政府は、ICRC による民間の刑務所や労働収容所への立ち入り要求を引き続き全て認めている。また、ICRC と政府は、軍拘留施設や刑務所以外の拘置所への立ち入りについて協議を続けている。

改善：政府は、水や衛生のプロジェクト、医療及び廃棄物管理インフラの機能向上を含め、刑務所制度の組織的な改善を行うために ICRC 職員との共同作業を開始した。

2015 年を通じて、政府は労働収容所内の人々に休息日と防護服を与えた。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律は、恣意的な逮捕を特に禁止していないが、24 時間を超える拘留については裁判所の許可を得ることを義務付けている。それにもかかわらず、政府は個人を恣意的に逮捕し、拘留した。

受刑者が当初の刑期を終えた後に当局が刑期を延長することは法律で認められており、政府はこの条項を適用していた。法律は、当局が国家主権と国家安全保障又は治安と平穏を脅かす行為を行っている若しくは行おうとする可能性があることを確信する者であれば誰でも起訴あるいは裁判せずに拘留を命じることを認めている。当局はこれらの法律を拡大解釈し、2015年を通じて、活動家、学生リーダー、農場経営者、ジャーナリスト、人権擁護者を拘留するためにこれらの法律を度々利用した。

警察及び治安組織の役割

憲法に従い制服組の軍司令官（Military General）が大臣を務める内務省は、主に都市部と非紛争地域における法執行と治安維持の任務を担う警察部隊を監督する。防衛省（Ministry of Defense）は、軍事保安局長事務所（OCMSA : Office of the Chief of Military Security Affairs）を監督し、特に農村部や国境地域における法と秩序の維持に重要な役割を果たしている。内務省の管轄下にある国境警備隊警察（Border Guard Police）は、北部ラカイン州（Northern Rakhine State）の治安維持に関して、警察部隊と共同責任を負っている。

治安部隊は、恣意的逮捕や拘禁の恐怖を通じて、また、個人の生活の糧を脅かすことによって、住民の生活に広範な影響を及ぼし続けている。これらの治安部隊は罪を犯しても処罰されなかった。これは、治安部隊による人権侵害を捜査するための実効的な法的メカニズムが存在していないと伝えられているからである。2014年、宗教暴動への治安部隊の対応に関して国内外から批判が高まったため、政府はこうした事件を予防し、また、こうした事件に対処する治安部隊の能力を強化していく取組みを開始した。こうした取組みの中には、暴動に対応するため大統領が地方及び州政府に明確な権限移譲を行う措置、騒乱の初期兆候に対応するため治安部隊を事前に配置する措置、暴力行為を犯した者に責任を負わせるためにより迅速かつより透明性のある措置を講じるなどが含まれる。

2015年3月5日、警察と暴漢は、教育改革を求めてヤンゴン（旧名称はラングーン[Rangoon]）中心街に集まったおよそ50人のデモ参加者を追い払うため、警棒や棍棒を用いた。この殴打で11人（主に学生）が軽傷を負った。警察は8人を一晩留置した。この取り締まりを受けて、テイン・セイン大統領（President Thein Sein）は、事件を取り巻く環境を調査する委員会を設置した。2015年12月現在、政府は同委員会の調査結果を公表していない。

ラカイン州においては、警察がコミュニティ間の緊張関係によって動機づけられた犯罪を捜査せず、また、時には、被害者の家族が訴訟を提起しようとするのを阻止した。2015年6月、ロヒンギャの2人が2つの異なる事件でそれぞれ殺害された。1人は本人が住む集落近くに

あるエビ養殖池で発見された。片耳と性器の一部が切り取られていたと伝えられている。両事件において、国境警備隊警察が故人の家族を訪問し、家族が警察の捜査を求めるための申請書を提出しようとするのを、捜査に伴う費用を理由として取り止めるよう助言した。この結果、いずれの家族も警察の捜査を求めなかった。

政府は、国際警察行動基準と群衆整理手法について警察を訓練し続けている。外国政府と国際社会がコミュニティ警察活動、群衆管理、その他の法執行問題に関して訓練を提供した。たとえば、2015年8月17日、国連開発計画 (UN Development Program) は、マンダレー (Mandalay) 管区に「法のルール・センター (Rule of Law Center)」を開設した。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

法律は一般に搜索や逮捕に当たって令状の提示を義務付けているが、OCMSA と警察は意のままに搜索を実施し、逮捕を行っていると考えられている。国家安全保障の問題に責任を負う警察の特別部 (Special Branch) は、公判前拘留が行われる前、法律では定義されていない期間で特別部が「尋問段階」と名付けた期間中、人々を拘留したと伝えられている。裁判所の許可を得て、警察は起訴せずに最長2週間、個人を拘留することができる。この期間はさらに2週間延長できる可能性がある。死刑事件を除き、法律は被拘留者に対し、弁護士に相談する権利、あるいは被拘留者が貧困者である場合、国が指名する弁護士を抱える権利を認めていない。

被拘留者は、自らが選択した弁護士と直ちに接触する権利、あるいは被拘留者が貧困者である場合、国に弁護士を指名してもらう権利を認めていない。保釈制度は機能しているが、賄賂は保釈に代わる一般的な手段であった。保釈は一般に刑事事件に適用されたが、政治犯について認められることは稀であった。政府は時として、直ちに弁護士に相談するという被拘留者の権利を認めなかった。これまでの年とは対照的に、政府は外部との連絡を絶った状態での隔離拘留を日常的には利用しなかったと伝えられている。

政府は、1950年緊急事態準備法 (Emergency Provisions Act) に基づき、人々を拘留し続けた。

恣意的な逮捕：恣意的な逮捕についての報告がなされている。2015年7月7日、警察は大学学生自治会連盟 (Confederation of University Student Unions) の2人のリーダーである Zeyar Lwin と Paing Phyoe Min を拘留した。嫌疑は、2人が6月30日と7月7日、憲法改正を求めるとともに1962年の学生自治会に対する弾圧の53周年を祝った平和的な抗議活動に参加したというものであった。その後、Paing Phyoe Min は平和的集会法 (Peaceful Assembly Act) 第18条に基づき起訴された。Zeyar Lwin は平和的集会法第18条及び刑法第505条(b)項に基づ

き起訴された。2015 年 12 月現在、兩人とも拘留されたままである。

裁判前の拘留：当局が頻繁に、かつ、恣意的に裁判前拘留期間を延長したという報告がなされている。法律により、当局は容疑者を出廷させることなくあるいは容疑者に起訴内容を知らせることなく、裁判前に 2 週間（さらに 2 週間延長される可能性あり）拘留することができる。弁護士によると、警察は日常的に容疑者を法的に認められる期間に亘って拘留した。その後起訴することなく、2 週間と 2 週間の間に出廷させることによって、2 週間の裁判前拘留を繰り返した。裁判官と警察は結託して拘留期間を延長することがあった。弁護士によると、恣意的で、長期に亘る裁判前拘留が行われるのは、長期に及ぶ訴訟手続き、多数の被拘留者、司法の非効率性、腐敗の蔓延、職員不足に起因している。

警察は 2015 年 3 月 10 日、全国で行われた教育改革抗議活動に関連して、バゴ（Bago）管区レプトバン（Letpadan）で逮捕した 100 人以上の参加者を当初起訴せずに拘留した。3 月 10 日から 24 日までの間、被拘留者は弁護士や家族と面会することができなかった。3 月 25 日、裁判所は第 1 回審理を行い、20 人を無条件で釈放したが、他のおよそ 80 人を違法な集会及び公的迷惑罪を含む 3~5 の訴因で起訴した。2015 年 12 月末現在、およそ 60 人が拘留されたままであり、この抗議活動に関連して起訴された全ての人々に対する裁判が進行中である（第 2 節 b 項を参照）。

恩赦：2015 年 7 月 30 日、政府は仏教徒の聖日を記念して 6,966 人の受刑者に恩赦を与えた。ある元政治犯グループの報告によると、恩赦を与えられた人々の中に 18 人の政治犯が含まれていた。政府は 2015 年 1 月、国連ワーカー Tun Aung に特赦を与えた。

e 公正な公判の否定

法律は司法の独立性を求めているものの、司法は組織化された腐敗に特徴づけられており、軍と政府の事実上の支配下に置かれていた。市民社会団体の調査によると、賄賂の支払い、警察に留置されている被拘留者との面会など日常的な事柄から訴訟事案の判決の工作に至るまで法的手続きの全ての段階で、かつ、全ての階層の職員に対して行われている。裁判制度とその運営は、特に政治的訴訟事案の取扱いにおいて、重大な欠陥を抱えている。前年と異なり、政府は腐敗の嫌疑で裁判官に訴訟を提起することはなかった。

政府職員が個人を逮捕、拘束し、政治的目的で裁判所を操るために、恣意的に法律（平和的な集会及びデモ行進に関する法律[Peaceful Assembly and Processions Act]、緊急事態準備法、非合法結社法[Unlawful Associations Act]、常習犯法[Habitual Offenders Act]、電子取引法[Electronic Transactions Law]、テレビ・ビデオ法[Television and Video Act]、破壊分子の危険か

ら国家を守る法[Law on Safeguarding the State from the Danger of Subversive Elements]、刑法第 505 条(b)項など) を利用することによって、平和的な反対意見が犯罪とされ、市民は適正手続きと公正な裁判を受ける権利を奪われ続けた。2015 年 5 月 15 日、ダゴン (Dagon) 郡区裁判所は Naw Ohn Hla ら 6 人の活動家に対し、2014 年 12 月にヤンゴンの中国大使館前で許可なく抗議活動を行った罪で 4 年 4 か月の重労働を科した。土地を巡る中国の銅鉱山会社との紛争で、レパダウン (Letpadaung) 町で発生した機動隊との衝突の最中に村民の Khin Win が殺害された後に抗議活動が行われた (第 1 節 e 項を参照)。全ての活動家は、治安攪乱罪で、平和的集会法第 18 条違反及び刑法第 505 条(b)項違反を含む 4 つの訴因により有罪判決を下された。

裁判手続

法律は、公正な裁判を受ける権利を規定しているが、例外も広範に認めているため、政府は事実上、意のままにこれらの権利に違反することが認められている。通常の刑事事件の場合、裁判所は一般に適正手続きに関する複数の基本的な権利を尊重しているが、政治的にデリケートな事案においては適正手続きが基本的に欠けていた。

2015 年 12 月 7 日、マンドレー地方域のアウンミェターザン (Aung Myay Thar San) 郡区裁判所は、ミャンマー・イスラム教徒軍 (Myanmar Muslim Army) から訓練を受けた罪で、緊急事態準備法第 5 条(j)項に基づき、12 人のイスラム教徒に有罪判決を下し、懲役 5 年の刑を言い渡した。警察は、2014 年 11 月と 12 月にこの 12 人を逮捕していた。NGO の「権利の強化 (Fortify Rights)」によると、当局は少なくともこのうちの 1 人を拷問にかけ、罪の自白を強制したが、ミャンマー・イスラム教徒軍の存在又はこの集団と本人の関係に関する証拠を提示しなかった。

被告は、次に掲げる権利を享受していない。推定無罪の権利、罪状について直ちにかつ詳細に通知される権利、不当な遅延なく公正な公判を受ける権利、陪審員団によって公判を受ける権利、死刑事件を除き自らが選択した弁護士と相談する権利又は国費で国が指名した弁護士を抱える権利。刑事事件の被告側弁護士は、弁護を準備するために十分な時間と施設を求める権利はないものの、公判の準備に 15 日間の猶予を与えられるのが一般的であった。被告は、判決を上訴する権利を有するが、大半の上訴裁判においては、原判決が支持された。法律の如何なる条項も、被告が強制されて行った証言又は自白を裁判所で使用することを認めていないが、当局は被告に証言、自白ともに強制したと伝えられている。

通常の刑事事件は一般公開されている。被告側弁護士は、証人と対決し、証拠を提示する権利を有していないが、時折証人を呼び、反対尋問を行い、証拠を検証することができた。被

告は、政府が所有する証拠を閲覧する権利を有していないが、閲覧が時折許可されるときがあった。民主化運動活動家は一般に、弁護士を抱えることができるように見えたが、被告が弁護士と接触できる機会は十分でない場合が多かった。個人の逮捕について、その家族が適時にその事実を通知されず、本人の所在を知らされず、かつ、適時に本人と面会する権利を否定されたという報告がなされている。

司法の公平性に関する懸念が依然として残っていた。政治的事件については、証拠又は法律の如何を問わず、政府当局の高官が判決を指示していることが信頼できる報告によって示唆されている。2014 年 9 月下旬にモン (Mon) 州 Kyeikmayaw 郡区で、Aung Kyaw Naing としても知られるフリーランスのジャーナリスト Ko Par Gyi が失踪した後、彼が逃走しようとして殺害されたと軍が発表したことを受けて、ミャンマー国家人権委員会(MNHRC : Myanmar National Human Rights Commission)は 2014 年 12 月、警察と軍によるこの事件の諸側面の扱い方を非難した報告書を公表した。2015 年 5 月 8 日、MNHRC は Ko Par Gyi 殺害事件に係る裁判で、兵士 2 人に無差し判決を言い渡したと記載した報告書を公表した。同年 4 月 23 日、Kyeikmayaw 郡区裁判所はこの死に関して審理を開始し、6 月 23 日、Ko Par Gyi は銃創による「尋常ではない死に方」をしたことがわかった。同裁判所は、この殺害の犯人を突き止めることはできず、再審の計画もなかった。

政府は、法律に基づき刑期を延長する権利を有している。内務相は、一方的に 2 ヶ月単位で 6 回まですなわち最長 1 年間懲役刑を延長する権限を有している。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

2015 年を通じて、政府は数十人の政治犯を釈放する一方、新たな政治犯を逮捕し続けた。政治犯を支援する諸グループは、2015 年 12 月現在で 100 人以上の政治犯が有罪判決を下されたと推定している。同年 9 月現在、400 人以上の政治犯が様々な嫌疑で裁判を受けており、そのうちの 100 人以上は拘留されている。この数字には数百人はいると推定されているラカイン州の被拘留者が含まれていない。

釈放された政治犯の多くは、釈放後に厳しい制限を受けた。この中には、収監前に行っていた調査を再開する能力や渡航文書又は身元若しくは土地の所有権に関するその他の文書を確保する能力に関する制限などが含まれていた。刑法第 401 条に基づき、釈放された政治犯は、何らかの理由で再逮捕された場合、原判期の残存期間を務めなければならない恐れがあった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

人権侵害に対する民事救済措置に関する特別の制度又はそのような救済措置を定めた法律は一切ないものの、苦情申立人は刑法の条項と民事救済措置を求める民事訴訟法を利用することができる。

財産回復

憲法に基づき、ミャンマー領土内の全ての土地の所有者は国家であるが、2012 年農地法 (Farmland Law) は私人が土地の所有権を登録し、売却することを認めている。

2012 年更地・休閑地・未開墾地に係る法律 (Vacant, Fallow, and Virgin Land Law) は、政府が未利用の土地を宣言し、当該地を外国人投資家に譲渡する又は他の用途向けに指定することを認めている。いずれの法律の下でも、土地所有権又は土地没収の決定に係る司法検証を定める条項はない。中央政府の政治的支配を受ける行政機関が土地の利用及び登録に関する最終決定を行う。市民社会グループは、法律が伝統的な集団所有地や移動耕作制度における権利を認識していないという懸念を提起している。集団所有地や移動耕作地は、特に少数民族集団が居住する高地において広く見られる。政府による私有地の収用は依然として 1894 年土地収用法 (Land Acquisition Law) によって規定されている。同法は土地が公益を目的として収用される際の補償金について定めている。市民社会グループは、市場価格による補償金が支払われなければならないとする保護措置の規定が同法には欠けていると批判した。政府は 2014 年 10 月から、国の土地利用管理を改善し、土地所有権をより強固に保護する目的で作成した国の土地利用政策に係る草案について国民から広く意見を求めるため、公の協議を開始した。2015 年末現在、政府は同草案を改訂し続けている。

研究者たちは、農地法、更地・休閑地・未開墾地に係る法律を含め、土地に係る諸法によって、手続き面で十分な保護を与えることなく土地を没収する行為が促進されると懸念を提起している。監視団体の報告によると、農業プランテーションを目的とした土地没収は、カチン、モン、カレン、シャンの諸州において、近年特に急速かつ広範囲に亘って行われている。これらの地域では、少数民族が現在の土地に係る諸法では保護されない恐れがある伝統的な土地保有形態によって土地を利用している。

2012 年、議会の農地調査委員会 (Farmland Investigation Commission) は、報告されている違法な土地没収の諸事案に係る調査を開始した。同委員会は、土地没収に関する 6,400 件以上の照会を受理し、4 つの報告書を作成した。NGO のグローバル・ウィットネス (Global Witness) が公表した 2015 年 3 月付報告書によると、同委員会は 2012 年 7 月から 2013 年 1 月にかけて、軍がおよそ 25 万エーカーの土地を没収したことを訴える苦情を 565 件受理した。2013 年、同委員会は、軍による土地没収に関する第 1 回報告書を発行した。この報告によると、軍は軍

所有の事業体や民間企業に割当てなど様々な目的のために、軍の権限を越えて土地を没収していた。同委員会は没収したが利用されていない数千エーカーの土地を返還するか、土地を没収された農家に補償するか、いずれかの措置を講じるべきであると勧告した。同委員会はその勧告を実施し、執行する法的権限を有しておらず、メディア情報筋は没収された土地の返還がほとんど進展していないと報道した。農地法は、取得してから 6 か月以内に生産的に利用されない土地は返還することを義務付けているものの、市民社会グループは軍によって没収された土地が長期間に亘って未利用のまま放置されていると報告した。

2014 年、テイン・セイン大統領は政府と議会の議員に対し、土地の強奪を是正するよう命じた。これを受けて、議会は土地に関する苦情を調査するために州および地方レベルで、独立した 10 の委員会を設置したが、ほとんど進展が見られていない。官僚的な遅れと数十年前にさかのぼる土地所有権に対する複数の訴えによって、返還プロセスが複雑化しており、所有者に返還された総エーカー数に関するデータが一貫していなかった。内務省副大臣は、議会に対する 2015 年 5 月 21 日付報告書の中で、「土地利用の管理に関する中央委員会（Central Committee for Management of Land Use）が 10,225 件の土地紛争事案を処理し、5 月 15 日現在で 12 万エーカーの土地を原所有者に返還したことに加え、様々な政府省庁と民間企業がおおよそ 22 万 4 千エーカーを返還したと報告した。

2015 年を通じて、没収された土地の返還に関する具体的な報告がなされた。たとえば、7 月 21 日、防衛省副大臣は、第 41 歩兵連隊（Infantry Regiment 41）が没収した 18.86 エーカーの土地を 8 人の原所有者に返還すると発表した。2 月 16 日、県土地利用管理委員会（District Land Utilization Management Committee）は、マンドレー管区 Taungtha 郡区で行われた公的行事で、おおよそ 2 千エーカーの土地を 22 人の原所有者に返還した。

旧軍事政権の下で、ミャンマー石油ガス公社（Myanmar Oil and Gas Enterprise）、ミャンマー港湾公社（Myanmar Ports Authority）、軍など様々な政府機関が、ほとんどの場合適正手続きを踏まず又は十分な補償を行わずに、農場経営者や農村部コミュニティから頻繁に土地を没収した。市民社会グループの報告によると、このプロセスは現政府の下でも継続されており、政府職員は特別経済区や主要な事業・開発プロジェクト向けに、外国人投資家や国内投資家に土地の使用権を譲与した。たとえば、モン州の場合、市民社会は、二者間停戦協定が発効した 1995 年以来、軍がおおよそ 1,800 エーカーの土地を没収してきており、最新の事案は 2014 年 12 月に起きたと報告した。 Karen 人権グループ（Karen Human Rights Group）は 2015 年 6 月の報告書の中で、政府、民族武装集団（Karen 民族同盟[Karen National Union]、Karen 平和部隊[Karen Peace Force]、民主 Karen 寛容党[Democratic Karen Benevolent Party]を含む）とも同じように、Karen 州の土地没収に関与していると訴えた。両者とも、新たな前哨基地を置くため、あるいはインフラ、資源採掘若しくは商用農業プロジェクトのために企業と連携し

た、土地を没収した。グローバル・ウィットネスは 2015 年 3 月 26 日付報告書の中で、2013 年までに 530 万エーカーの土地が商用農業向けとして投資家に賃貸されており、その大半は土地所有者の同意を得ないで行われていると推定している。

市民社会団体によると、土地の収用に関して抗議が行われた結果、多数の逮捕者が出た。抗議に参加したという理由でおよそ 300 人の農民が収監され、1,000 人以上の農民が裁判にかけられた。土地に関連する紛争はしばしば暴力を招く結果となった。たとえば、2015 年 2 月 26 日、地元当局は、ヤンゴン管区 Michauangkan 小區で 2013 年に起きた土地収用を巡って、ヤンゴン中心街の歩道で抗議活動を行っていたグループを追い散らした。この事件で、ヤンゴンヤンゴン管区当局は、100 戸以上の家屋を破壊し、軍から Michauangkan の土地を賃貸していたおよそ 700 人を強制退去させた。メディアの報道によると、軍は 1980 年代後半にこの地域の土地を没収し、1992 年に元々の住民にそれを賃貸していた。警察は、抗議者を 14 人拘留した他、抗議参加者を追い払っている間に 6 人に軽傷を負わせた。拘留された 14 人は全員、平和的集会法第 18 条に違反した罪で起訴された。この訴訟事件は 2015 年末現在で係属中である。

2014 年 12 月、Letpadaung Taung 銅鉱山地域にある Moe Kyo Pyin 集落で、村民、機動隊及び中国銅鉱山会社の治安職員の間で衝突が起き、Khin Win が死亡した他、数人が負傷した。警察と国家人権委員会の捜査は 2015 年末現在で継続中である。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

土地収用法は家宅と財産のプライバシーと安全を保護するものの、人権団体は政府機関が司法の許可を得ずに家宅に侵入していると報告した。

法律は市民の往復書簡又はその他の通信のプライバシーを保護しておらず、当局は日常的に私信、電話、電子メールを検閲していると信じられている。政府は引き続き、双方向の電子通信機器の全ての使用許諾と調達状況を管理し、監視していると伝えられている。政府は、これらの電子機器を利用したいと思う企業や組織に対し、使用許諾を申請するよう義務付けている。

活動家の報告によると、政府は組織的に市民の移動を監視するとともに、政治的に活発であると知られている人々の活動を監視した。この監視活動は、警察特別部、公式の情報網、その他の行政手続きを利用して行われた(第 2 節 d 項を参照)。

法律は成人の男性及び女性の結婚する権利を制限していないものの、1998 年最高裁判所命令

は、司法職員がミャンマーの女性と外国人の男性との間の結婚に関する申立書を受け入れる又はその結婚を主宰することを禁じている。この命令は散発的に執行された。

2015 年 5 月 19 日、政府は人口抑制保健法（Population Control and Health Care Law）を制定した。同法には、性と生殖の権利及び女性の権利を損なわせる可能性のある条項が含まれている（第 6 節[女性]を参照）。同年 8 月 26 日、政府は仏教徒女性特別婚姻相続法（Buddhist Women Special Marriage law）を制定した。同法は、非仏教徒の男性と仏教徒の女性の結婚に関する通知及び登録要件を規定しており、非仏教徒の夫が遵守すべき新たな義務とその義務を遵守しなかった場合の刑罰を導入している。

北部ラカイン州の場合、地元当局は、少数民族ロヒンギャの人々が正式に結婚するためには許可を得ることを義務付けている。この措置は他の民族には義務付けられていない(第 2 節 d.項[無国籍者]を参照)。申請してから許可が下りるまでの期間は 1 年を超えることがあり、通常は賄賂が要求された。許可なく結婚すれば、刑法 493 条に基づきロヒンギャの男性が起訴される恐れがある。刑法 493 条は、男性が「詐欺的に」女性と結婚することを禁じており、これに違反すれば懲役刑又は罰金刑を科される可能性がある。法律は、非仏教徒の家族による養子縁組を禁じている。また、ラカイン州当局は、イスラム教徒の家族に対して場当たり的に 2 児政策（子どもは 2 人までとする政策）を執行し続けている。情報提供者の報告によると、当局は時として 3 人目以降の子どもの出生登録を拒否することによってこの政策を執行したが、国境地域監視本部（NaSaKa）の治安部隊が 2013 年に解体してからは、執行状況にばらつきがあった。

g 国内の紛争での過剰な武力行使及び虐待行為

カチン、カレン、ラカインの諸州及びシャン州の一部を除き、政府部隊が武力紛争に悩む少数民族国境地域の非戦闘員や市民に広範かつ組織的な虐待を行っているという報告の数は、過年度と比較して著しく減少している。これは主に民族武装集団の間で 2 者間停戦協定が多く結ばれていることによる。政府は、2011 年から 2013 年にかけて主要な武装民族集団の大半と 2 者間停戦協定を締結した他、2015 年 10 月 15 日に 8 つの民族武装集団との間で全国停戦協定（Nationwide Ceasefire Agreement）を締結した。政府とそのような複数の集団との間で衝突は継続している。ミャンマー平和モニター（Myanmar Peace Monitor）は、2015 年 1 月から 5 月までの間に 200 件以上の衝突があったと報告している。これは、前年同期の 123 件と比較して大幅に増加している。衝突の大半は、北部シャン州と南部カチン州で起きている。

国際労働機関(ILO : International Labor Organization)は、強制労働の実際の利用件数が全体として減少していることを示す報告を引き続き受理していると報告した(第 7 節 b 項を参照)。

しかしながら、モン州とカレン州のグループによると、両地域では事業、開発、観光、天然資源の採掘が増大している中、様々な形態の違反と虐待が広まりつつある。この中には、農場へ損傷を与え、補償しない事案、土地が没収される事案、軍、州当局職員及び治安部隊により強制退去させられる事案などが含まれる。

カチン州とシャン州（コーカン特別地域[Kokang Special Region]を含む）においては、政府軍と民族武装集団との間で武力衝突が繰り返されている状況で、数千人の人々が国内避難を余儀なくされており、これらの地域で紛争の被害を受けているコミュニティが長期的に移住させられる事例が多くなっている。

軍は、民族武装集団が影響を及ぼし、支配する特定の都市、町、高速道路に引き続き部隊を駐屯させていた。政府軍兵士による広範な虐待についての報告が続いていた。この中には、殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移住、シャン州、カレン州、カチン州の民族集団のメンバーに対するレイプ行為などが含まれている。これらの虐待と犯罪は、処罰されない状況が継続している。

殺害：軍将校は、紛争地域の市民を殺害し、拷問し、その他の方法で激しく虐待を加え、しかも処罰されなかったと伝えられている。また、市民は無差別な武力行使によっても殺害された。メディアの報道によると、2015年9月12日、ミャンマー陸軍第12大隊（Burma Army Battalion No. 12）は南部シャン州のロイレム（Loilem）県にある仏教寺院を目標けて砲撃した。この攻撃により市民1人が死亡した他、寺院で参拝していた6人が重傷を負った。2015年を通じて、政府部隊と民族武装集団との間の衝突は北部及び南部シャン州で定期的に勃発した。

誘拐：政府軍兵士が紛争地域の村民を誘拐したという報告が複数なされている。2015年6月19日、軽歩兵第250大隊（Light Infantry Battalion 250）は、カチン州 Ka Mine 集落に住む Tu Ja、Than Lun 及び Phoe Thae を拘束した。兵士たちは村民3人を連行する理由を述べなかった。家族と地域社会のメンバーは、この大隊が3人を拷問にかけ、結果として Tu Ja が6月25日に死亡したと信じている。この大隊は6月28日に Than Lun と Phoe Thae を解放したと考えられていたが、2人は解放されたと伝えられて以来、帰宅することはなかった。大隊は軍が拘留している間に死亡したことを否定している。8月30日、警察は Tu Ja の失踪について調査を開始することに同意し、調査した結果、10月初旬に彼の死を確認した。警察は Tu Ja の遺骸を家族のもとへ帰すよう促したが、この大隊が関与していた可能性についてはコメントを避けた。警察の捜査は10月現在で継続中である。

身体的虐待、刑罰及び拷問：NGO の諸報告は、軍がカチン州とシャン州の民族武装集団と連

携しているとの疑いをかけられている又は同集団に同情的であると認識されている市民を拷問にかけ、殴打した事案を記録している。また、強制労働、強制徴募、カチン独立軍（Kachin Independence Army）による児童兵士の動員についての報告もなされている。

著名な市民社会グループは、軍の兵士が民族州の女性や女兒に対して多数の性的暴力の罪を犯したと報告した。

一つの例として、軍裁判所は 2015 年 6 月、軍と国民との間に疑念と不信をもたらしかねない不正行為の罪で、一人の兵士に懲役 7 年の刑を言い渡した。その兵士はカチン州の 73 歳の女性に対するレイプ未遂で告発されていたが、法医学的証拠がないという理由でレイプでは有罪とならなかった。

軍は、市民に軍のポーターとして働くよう強いることを止めるための措置を講じているが、北部シャン州、ラカイン州、カチン州など紛争が勃発した地域において、市民に物資を運搬すること又はその他の支援的役割を果たすことを強制したという報告が未確認ながらなされている。

国境沿いで活動する国内の武装集団、NGO 及び市民は、2015 年を通じて軍と武装集団が地雷を利用し続けていると報告した。政府と少数民族集団は共同地雷撤去措置を協議し続けているが、地雷は一切撤去されていない。簡易爆発物や不発弾は、確認された時点で軍により非公式に撤去されているが、その数は限られていた。2015 年を通じて、政府はカチン州とシャン州の国内避難民(IDP : Internally Displaced Person) キャンプに対する迅速評価を実施した。

カチン州とカヤー（Kayah）州で 2013 年に設置され、様々な省の州代表、国際 NGO、国内 NGO で構成される州レベルの地雷リスク教育(MRE : Mine Risk Education) ワーキンググループは作業を続けている。2015 年 3 月、社会福祉省は国家レベルの MRE ワーキンググループ会合を 1 度、MRE ワークショップを 1 度それぞれ開催した。社会福祉省は、国連児童基金(UNICEF : UN Children's Fund)と協力して、北部シャン州で MRE 訓練セミナーを 2 度開催した。

児童兵士：人権活動家、国際 NGO、国連職員及び様々な民族地域の代表の報告によると、軍の規律が 18 歳未満の者の入隊を禁止しているにもかかわらず、児童兵士の徴募に係る事件が依然として起きている。政府は引き続き、軍隊内で確認された児童兵士を積極的に解放した。高い徴募目標を達成し、脱走又は退役する兵士を補充するために、政府軍の新兵募集担当者と市民の仲介者は、新兵の数に応じて報酬を与えられたため、児童は新兵募集の標的となり続けた。一部の事例では、新兵募集者は時として、高収入を約束し、教育は継続させ、住宅

を提供し、両親には食糧を配給するなどのインセンティブを提示した。多くの場合、トラック運転や大工職などの職業訓練は約束されたが、代わりに被害者が軍大隊に連れてこられた。その他の事例では、少年が恫喝、強制、脅威、暴力によって軍や民族武装集団に仕えることを強制された。児童の兵士化が禁止されていることに児童又はその家族が気づき、家族が ILO に苦情を申し立てる権利を行使した場合あるいは政府の武装部隊に直接子どもの解放を嘆願した場合、政府は児童を軍務から解放した。逆に、軍務から逃走したあるいは市民社会団体から復員させられた児童は引き続き、逮捕され、脱走の罪で懲役刑を科された。

また、民族武装集団は、強制徴募と児童兵士を利用し続け、身代金を要求することもあったと伝えられている。カチン独立軍がカチン州に居住するタイレン（Taileng）民族集団（レッド・シャン[Red Shan] 族としても知られる）を強制徴募しているという報告が未確認ながら複数なされている。市民社会団体の「シャン国籍問題（Shan Nationalities Affairs）」によると、カチン独立軍は 2011 年以降シャン族の若者と成人を 402 人強制徴募しており、このうち 17 人が死亡、およそ 350 人が解放されないままであった。

これまでの年と同じように、2015 年では 13 件が確認されている児童兵士の徴募を止めさせ、武装部隊に仕える者を復員、社会復帰させるために、政府と国連が協力して策定した「2012 年共同行動計画」の実施が引き続き順調に進展している。児童兵士の徴募と動員に関する事例はあるものの、軍は 2012 年 6 月以降 699 人の児童兵士を解放し、このうち 146 人は 2015 年に解放された。国連の報告によると、政府は共同行動計画に基づくコミットメント、すなわち、国連監視団が合意された手続きの遵守状況を検査することを認める、児童の徴募を中止する、また、武力紛争に動員されている者の確認と復員のプロセスを実施するという誓約の履行状況を改善している。国連監視団は、要求した紛争地域外の大隊レベルの軍事施設に全て立ち入ることができた。それにもかかわらず、紛争の被害を受けているカチン州やシャン州の地域内にいる軍隊には引き続き近づくことができなかつたため、激しい戦闘に児童が動員されている可能性が極めて高い地域を国連は十分に監視することができなかつた。

社会福祉省、UNICEF 及びその他のパートナーは、解放された児童に社会扶助と社会復帰へのサポートを提供した。

2008 年以降、軍当局は UNICEF や ILO と協力して、国際人権法について、新兵募集担当将校や階級が大尉までの兵士を含む軍将校を訓練した。軍は、大隊レベルで行う全ての新兵募集を禁止し、児童兵士の徴募に加担した軍将校に対して制裁措置を取り続けたが、これらの処罰の詳細については明らかにしなかつた。UNICEF は国内の 4 か所の新兵募集センターに配属された職員を訓練した結果、新兵募集の段階で入隊を拒否された新兵候補者の数が増加したと報告した。これらの新兵候補者は採用されていれば児童兵士となっていたはずである。

著名な国際 NGO の報告によると、軍は軍隊内での児童の動員及び徴募を中止することについて関心を高めており、そのような方針について軍隊内及び公衆の意識向上を図っていこうとする意志を強めていることを実証した。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

他の紛争関連の虐待：政府は、新たな衝突が発生した後で、カチン州やシャン州の紛争の被害を受けた地域に人道機関が立ち入り、救援物資を搬入する経路をしばしば制限した。政府は、治安上の理由という名目で、国連や国際 NGO が紛争地域に立ち入ることを日常的に拒否し、政府部隊が紛争地域の支配権を取り戻していくにつれて徐々に立ち入りを認めていった。国内機関は一般に政府支配下地域外にいる 52,000 人の IDP に制限なく近づくことができる一方、国際機関と国連機関は、政府の承認プロセスを経た後で初めてこれらの地域に入ることができた。ある事例では、2015 年 7 月にカチン独立軍と国軍との間で紛争が勃発した後、Sumprabung 郡区から国内避難した市民 1,400 に対して、国内機関が水路を使って人道支援物資を配給しようとするのを政府が阻止した。政府は人道機関が IDP（その大半はカチン独立軍が支配する地域に逃走したと伝えられている）に近づくのを制限する理由として治安の問題を挙げたと報告されている。メディアの報道によると、国内機関は 8 月下旬から、限定的ながら物資を搬入することができた。2014 年、複数の国際 NGO は政府支配下地域以外の場所に事務所を開設し、外国人職員を置くことが認められた。カチン州で起きている紛争のために、10 万人以上の人々が国内避難させられたままである。一部の事例においては、自宅から強制退去させられた村人が、地雷が多数埋められていることが多い地域内の森林の中へ逃げ込み、十分な食糧もなく、安全も確保されず、あるいは基本的な医療も受けられない状態にあった（第 2 節 d 項を参照）。

2015 年 2 月 17 日から 21 日にかけて、コーカン軍がミャンマー赤十字（Myanmar Red Cross Society）の 2 つの車列を襲撃し、地元の赤十字ボランティア 2 人が負傷したと報じられている。2 月 9 日、北部シャン州のコーカン自治地域の支配を巡って、ミャンマー民族民主同盟軍（Myanmar National Democratic Alliance Army）と国軍との間で紛争が勃発した（第 5 節を参照）。

市民を戦闘員の盾に利用しているという報告が複数なされている。2015 年 8 月 25 日、ミャンマー軍第 99 師団（Burmese Army Division 99）の部隊は、シャン州南部軍（Shan State Army-South）と衝突した後、負傷兵を治療するためにシャン州 Nambtu 郡区 Hsai Khao 小区

内にある修道院に入り、村民 25 人に盾となって修道院にとどまるよう強制した。 当日遅く
なって、この部隊は村民 10 人におよそ 12 マイル離れた Palaung 集落まで同行するよう命じ
た。この村民たちは 8 月 26 日になって自分たちの村に戻ることを許された。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法は、「全ての国民は、その信条と見解を自由に表現し、発表する行為において自由である
ものとする」と規定しているが、これらの権利を行使するに当たっては、「国家安全保障、法
と秩序の支配、社会の平和と平穏又は社会的秩序と道德規範を目的として制定された諸法律
に反してはならない」という広範かつ曖昧な警告文言が含まれている。2014 年 3 月、政府は
報道機関法（News Media Law）及び印刷業者・出版業者登録法（Printers and Publishers
Registration Law）を可決した。両法は軍事政権の下で執行されたメディア法である 1962 年印
刷業者・出版業者登録法に代わるものである。2015 年 8 月 28 日、政府は放送局に対するラ
イセンス許諾状況を監督する放送理事会（Broadcast Board）の設置を認める新たな放送法
（Broadcast Law）を採択した。

こうした動きにもかかわらず、ジャーナリストに対する威嚇とジャーナリストの逮捕が継続
している。

言論及び表現の自由：当局は、宗教を誹謗したり、政府に批判的な政治的見解を表明した市
民を、一般に無許可の抗議活動を行った又は国家安全保障法に違反した嫌疑で逮捕し、拘留
し、有罪判決を下し、収監した。許可なくデモ活動を行い、平和的集会及び示威行進に関す
る法律第 18 条違反の罪で起訴された人々の中には、数百回に及ぶ法廷審問を受け、判決に至
るまで大幅な遅延に晒された者もいた。しかしながら、都市部に住む個人の多くは、言論と
表現の自由度はこれまでの年よりもはるかに大きいと報告している。

2015 年 6 月 2 日、Chaung-U 郡区裁判所は、宗教誹謗の罪で NLD 職員の Htin Lin Oo に有罪
判決を下し、2 年間の重労働刑を科した。Htin Lin Oo は公の場で行った演説で仏教について
見解を述べた（その後、当局はこの発言が仏教を侮辱しているとみなした）嫌疑で逮捕され、
投獄された。9 月末現在、Htin Lin Oo の控訴事案は係属中である。

言論の自由は一般に拡大しているものの、治安機関による監視と嫌がらせを理由として、一
部の人々は政治的にデリケートなテーマについて公然と話すことを依然として警戒している。
警察は、政治家、ジャーナリスト、執筆者、外交官を監視し続けた。ジャーナリストは政府
に対する情報提供者が記者会見やその他の行事に出席する慣行が広く行われていることに不

満を漏らしている。こうした行為は記者や当該行事の主催者を威圧しているとジャーナリストたちは語っている。情報提供者は主催者と出席者のリストを要求した。

報道の自由：政府は 2013 年から、民間が所有する日刊紙の発刊を許可し始めた。2015 年 9 月現在、当局は 27 の日刊紙を承認しており、そのうちの 9 紙は購入することができる。

2014 年と同じように、国内メディアは和平プロセスと民主改革など人権や政治問題に関する情報を取扱うことができた。メディアは一般に、国営メディアでは広く報道されない抗議活動や国内紛争のテーマを取り上げることが許可されていた。しかしながら、特に過激主義仏教徒や軍、またラカイン州の状況などに関係した問題については自己検閲が引き続き行われている。

政府は、外国人ジャーナリストを管理するためにビザを利用し続けている。外国人ジャーナリストの報告によると、ビザの有効期間は 28 日間から 6 か月までの幅があった。

ラジオとテレビは、マスコミの主要な媒体である。これまでの年と比較して、独立系ニュース雑誌の流通は都市部以外に拡大している。複数の印刷出版物は、インターネットへアクセスすることができる人々の間で人気があるオンライン・ニュースウェブサイトを運営している。政府と政府関連の実業家は、民間及び半国営の FM ラジオ放送局を 8 局支配している。

政府は依然として、全ての国内テレビ放送を独占的に所有し、統制している。6 つの公共チャンネルを提供しているが、このうち 5 チャンネルは情報省（Ministry of Information）が統制し、1 チャンネルは軍が統制している。政府は国内民間企業が所有するチャンネル 2 局を検閲している。一般公衆は料金を支払えば衛星テレビ受信機を登録することが認められているが、その費用は都市部以外の人々にとって法外に高い。

暴力と嫌がらせ：地元当局は引き続き、政府を批判する又は仏教に批判的に見えるジャーナリストに嫌がらせをし、訴訟を提起している。政府が名誉棄損の罪でジャーナリストを逮捕したという報告がなされている。こうした状況を受けて、一部のメディア支局は自己検閲を行うようになっている。

2015 年 3 月 18 日、Mawlamyine 郡区裁判所は、2014 年に発行した記事の中で議会の軍人議員の名誉を毀損した罪でミャンマーポスト（Myanmar Post）紙の編集長と副編集長に重労働付きの懲役 2 か月の刑を言い渡した。3 月 29 日、Mawlamyine 県裁判所は被告の控訴を棄却した。5 月 15 日、編集長と副編集長は刑期を終えて釈放された。

検閲又は内容の制限：一般には執行されないものの、法律は国家に関する情報を国外に所在

するメディアに電子的に伝えることを禁じていることから、国際メディアのために報道している又は国際メディアに協力しているジャーナリストは嫌がらせや脅しを受けるあるいは逮捕されるリスクに晒されている。印刷出版物が発行される前にあからさまな検閲を受けたという報告は一切なされておらず、デリケートな政治的及び経済的テーマは公然と議論されているものの、出版物に対する訴訟の事案が依然として国内ジャーナリストの間に懸念をもたらしており、一部の自己検閲を招いている。情報省は、国内新聞が報道の際にジャーナリズムの倫理を遵守していないとして不満を訴え続けている。

2015年11月22日、警察はヤンゴンで5人を逮捕し、社会不安又は懸念を招く恐れがある情報を公表した罪で刑法第505条(b)項に基づき起訴した。この逮捕及び起訴は、5人が「ロヒンギャ」は国内の少数民族であると記載されたカレンダーを印刷した後でなされたものである。警察は、個人が国家の安全保障及び法と秩序を損なう可能性がある印刷物を発行するのを禁じる2014年印刷・出版法第4条に違反したとして11月21日にこの5人にそれぞれ\$800の罰金を科した翌日に逮捕した。警察は、印刷会社を閉鎖し、このカレンダーを発注した Aung Khin という男性を探し続けている。この5人は、仮に有罪判決を下されれば、最長で懲役6年の刑を科される可能性がある。この訴訟事件は、年末現在で係属中である。

2015年5月、情報省は、疑われるほど高い金額を印刷機に支払ったとして同省を批判した2014年6月の記事において同省の名誉を毀損した嫌疑で、デイリー・イレブン紙 (Daily Eleven) の編集スタッフ5人を相手取って訴訟を提起した。デイリー・イレブン紙の編集者たちは、この訴えに反論し、訴訟は政府に対する批判を抑圧するために提起されたと示唆した。同年6月、情報省は同紙の出版社と編集スタッフ16名を被告に対して法廷侮辱罪を申し立て、名誉棄損の訴訟事案において情報省官僚が行った法廷証言に関する同紙の取り上げ方が偏向していると主張した。両事案は12月現在で係属中である。

2015年5月15日、最高裁判所は2014年7月に1923年国家機密法 (State Secret Act) 違反の罪で有罪判決を受けたユニティー・ジャーナル紙 (Unity Journal) の記者5人の上訴を棄却した。5人の記者は年末現在で懲役7年の刑期を務めている途上にある。

2015年7月30日、政府は、2014年に逮捕され、名誉毀損の罪で有罪判決を下されていたバイ・ミッドデイ・サン紙 (Bi-Midday Sun) の記者5人を包括大赦に基づき釈放した(第1節d項を参照)。

情報省は、情報を共有し、メディアを規制する規則や法律を明確にするため、ミャンマー新聞評議会 (Myanmar Press Council) 及びジャーナリストと数回に亘って協議の場を設けた。

国家安全保障：2015 年 5 月 3 日、軍は、非合法結社法に基づき、コーカン民族武装集団の声明を印刷した罪でメディア支局を被告として訴訟を提起すると発表した。

インターネットの自由

政府は、インターネットへのアクセスを制限又は阻止せず、オンラインの内容を検閲もしなかった。しかしながら、政府は疑いの余地がある法的権限に基づきインターネット通信を監視するとともに、ソーシャル・メディアを使って軍を批判している複数の個人を威嚇し、拘留するため、名誉毀損罪を利用したと伝えられている。また、当局がオンライン上のメディア支局とインターネット利用者を脅した事例も複数あった。ソーシャル・メディアは、政府の検閲を直接受けることなく着想や意見を交換する場として人気があるメディアとなっている。インターネットの普及率は 8 パーセントと推定されているが、携帯電話を介したインターネット普及率は 2015 年 6 月までに 40 パーセント以上にまで上昇した。国際 NGO のフリーダム・ハウスが公表した報告書「インターネットの自由度」によると、ミャンマーにおけるインターネットの自由度は、2015 年において「部分的に自由」と評価され、過年度から低下した。

2013 年、政府は電気通信法を可決した。同法の下で、通信事業会社は定義が曖昧な国家安全保障と公益の基準に基づき、政府の裁量によって、通信を傍受し、通信記録を生成し、又は通信サービスを停止することを義務付けられる可能性がある。この新法が電気通信部門の全般的枠組みを設定し、1885 年ミャンマー電信法 (Myanmar Telegraph Act) と 1934 年ミャンマー無線電信法 (Myanmar Wireless Telegraph Act) は廃止された。2014 年 2 月、政府は国家の安全保障を損なわせる恐れがある情報の電子的伝達を禁じる 2004 年電子取引法を改正した。同改正法は、許容可能な罰金の最高額を減額し、罰金が支払えない場合に懲役刑を設定している。

2015 年 10 月 12 日と 14 日、警察は 2 つの異なる事案で、名誉毀損の嫌疑により Chaw Sandi Tun と Khum Ja Lee を逮捕した。両人とも個人のフェイスブック・アカウント上に当局が軍の名誉を毀損するとみなした写真を掲載した。メディアの報道によると、起訴は軍からの正式な苦情を受けて行われた。Khum Ja Lee は、電気通信法第 66 条(d)項に基づき名誉棄損の罪で起訴された。同法では最長で懲役 3 年の 刑を定めている。Khum Ja Lee は年末現在で拘留されたままであり、彼の事案は係属中である。Chaw Sandi Tun は 12 月 28 日に電気通信法第 66 条(d)項違反の罪で有罪判決を下され、懲役 6 か月の刑を科された。

学問の自由と文化的行事

政府は依然として学問の自由を制限しており、有意義な教育改革は公衆と政府の議論的であり続ける一方、教育省（Ministry of Education）と各大学は 1988 年騒乱において学生活動家が行った重要な要求であった学部学生向けの教育機会の拡大に意欲的に取組む姿勢を示し、国際機関と協力して文化的行事を主催した。

政府は、大学構内における政治活動と結社の自由を制限した。キャンパス内の政治活動は正式に禁止されたままであり、当局は学生活動家を逮捕、拘束するなど様々な手段を講じて政治的集会を禁止又は阻止した。学生自治会は正式に禁止されたままであった。これまでの年と同じように、全ミャンマー学生連盟（All Burma Student's Union）は登録ができないものの、非公式なネットワークを経由して一部の活動に参加した。2015 年 7 月 1 日、警察は 6 月 26 日にマンダレーのヤタナーポン大学（Yatanarpon University）の地面にスプレー落書きをした嫌疑で 4 人の学生を逮捕した。この落書きのメッセージは、教育改革と 5 月 10 日にレトパダンで逮捕された教育改革抗議者の釈放を要求したものだ（第 2 節 b 項を参照）。警察は非合法集会と刑法の治安に関係した 3 条項に違反の罪で 4 人を起訴した。9 月 11 日、ミャンマー国家人権委員会は学生 4 人に対する適切な扱いと裁判所に学生たちの訴えを再審理するよう求める声明を出した。9 月現在、学生たちは拘留されたままである。

これまでの年と違って、政府が文化的行事を制限したという報告は一切なされなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法は、集会の自由に対する権利を規定しているが、相当な制限を設けている。政府はこの権利を尊重しなかった場合が多かった。2015 年を通じて発効していた長年に亘る法律は 6 人以上の無許可の屋外集会を公式に禁止している。これは、新たに制定された 2011 年平和的集会及び示威行進に関する法律と完全に矛盾する。同法は、書面による承認が事前に得られた場合、200 人までの集団がデモ行進をすることを認めている。2014 年 6 月、政府は法律を改正し、許容可能な最長懲役刑を（一罪ごとに 1 年から）一罪ごとに 6 か月間まで短縮したが、法律は引き続き、集会を開くに当たって事前許可を得ることを義務付けている。

市民と国際市民社会グループは依然として、平和的集会法の条項を批判している。同法は、「偽情報を含む」演説を行うこと、国家に損害を与える可能性のある事柄を発言すること、又は「恐怖や騒乱を引き起こすあるいは道路、車両若しくは公衆を妨害するような事柄をすること」を犯罪としている。法律は、抗議者が通過する全ての町を対象として無許可の抗議ごとに罰金又は 6 か月以内の懲役刑を定めているため、活動家は数年間に亘って収監される

リスクに直面している。

2015 年 3 月 10 日、バゴ管区レトパダンで教育改革を訴えていた抗議者を警察が暴力的に取り締まった結果、ジャーナリストを含む 127 人が逮捕された他、抗議者と見物客が 30 人以上負傷した。同年 1 月 20 日、教育改革を求める抗議が全国 5 か所で行われ、数百人の教育改革活動家、学生、支持者を集めた。政府と抗議者の間で複数回行われた交渉が失敗した末、機動隊と一部の抗議者の間に乱闘が起き、暴力行為も見られるに至った。同年 9 月現在、裁判所はおよそ 70 人を無条件で釈放又は保釈し、およそ 60 人を拘留したままにした。逮捕された人々の半数以上が非合法集会、治安攪乱を含む 5 つ以上の訴因で起訴され、数十人は 5 つの訴因の組み合わせで起訴された。9 月 11 日、ミャンマー国家人権委員会は政府に警察の一斉検挙を徹底的に調査し、不正行為で有罪と判断された警察官に訴訟を提起するよう公然と促した。裁判所の審理は年末現在で継続している。

当局は、2015 年 10 月 29 日と 11 月 4 日に、教育改革を求める抗議者のリーダーで姿を隠していた全ミャンマー学生自治会連盟 (All Burma Federation of Student Unions) 代表の Kyaw Ko Ko と Lin Htet Naing を、非合法集会を開いた罪や暴動を起こした罪、及び国家に対して罪を犯すよう公衆を扇動した罪でそれぞれ逮捕した。2 人の裁判は年末現在進行中である。

政府は引き続き公的な集会施設に対し、政治的集会を求める団体に場所を賃貸する 20 日前までに許可を得るよう義務付けている。

2015 年 12 月 8 日、ヤンゴン州当局は 12 月 10 日に開催を予定していた「人権擁護者及び推進者協会 (Association of Human Rights Defenders and Promoters)」による「人権の日」セレモニーの認可を取り消した。取り消しを通知した書簡には、否認の理由が記載されていなかった。

また、ヤンゴンで起きた異なる事件で、ある郡区職員は異教徒間の対話を推進する NGO に対し、2015 年 12 月 6 日にヒンズー教寺院で予定されているこの NGO 主催の異教徒間行事を開催することができないと伝えた。この職員は NGO が政府から事前の承認を得ていないと述べ、そのような無許可の行事が自己の管轄郡区で開催されるそのような無許可の行事に責任が持てないと語った。

農民と社会活動家は土地の権利と全土に亘って行われている土地の没収に関して抗議を行い、人権擁護団体は農民グループとそれを指示する人々が土地の没収に抗議したとして逮捕された数百件の事例を報告した。報告された事案の多くは、旧軍事政権の下で軍に土地を収用され、その土地を軍と関係のある民間企業や個人に譲渡されるというものであった。平和的な

抗議者を有罪にするために利用された一般的な犯罪としては、不法侵入、平和的集会及び示威行進に関する法律違反、及び「国家又は公衆の平穏に対する犯罪」をもたらす可能性が高い行為を犯罪とする刑法第 505 条(b)項違反があった。ミャンマー政治囚支援協会 (Assistance Association for Political Prisoners (Burma)) の報告によると、2015 年を通じて数百件の逮捕と起訴が行われ、農民を含むおよそ 500 人が裁判にかけられていることが知られている。数は不明ながら農民もまた土地没収に反対する平和的抗議に関連して訴訟を提起されている。

結社の自由

憲法と法律は、市民が結社及び組織を結成することを認めているが、政府はこの権利を制限することがある。政府は民族の言語と文学の結社が会合を開き、教授する取組みを阻止し、また、イスラム教徒とキリスト教徒の結社とその他の組織が集会を開き、説教する取組みを妨害した。

2015 年 5 月 18 日、イスラム教徒団体は全国規模のイスラム会議の開催を要求したが、ヤンゴン管区当局はこの会議が平和と安定に影響を及ぼす懸念があるとして拒絶した。イスラム教徒の連絡窓口は、地元当局が国粋主義仏教徒団体の強い要請により承認を拒絶したと報告した。

2014 年 7 月、政府は「組織の登録に関する法律 (Law Relating to Registration of Organizations)」を採択した。同法は「国家の法と秩序回復法 6/1988 (State Law and Order Restoration Council Law 6/1988)」を事実上無効にするものである。この 2014 年登録法は、国内 NGO の任意登録を規定するとともに、国内及び国際 NGO の両方を対象として同法違反に対する刑罰を解除している。

活動家は、市民社会グループやコミュニティベースの組織、非公式のネットワークが堂々と活動しており、また、人権やその他の政治的問題を公然と議論し続けていると報告した。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律は、国内移動、外国旅行、出移民及び帰還の自由を明確な形で、また、包括的な形で保護しているわけではない。法律は、市民が「法に従い」、全国のどこにでも移住及び居住する権利を規定している。国籍を持たない市民に関係する法律は、外国人の移動について登録を義務付ける目的で規則を制定する権限を大統領に与えるとともに、24 時間を超える一時的な住所変更については全て登録を義務付ける権限を政府職員に与えている。

政府は、IDP、難民、帰国難民、庇護希望者、無国籍者又はその他の援助対象者に保護と支援を提供するに当たって、国内又は国際人権機関に全面的には協力しなかった。政府はこれまで以上に日常的に人権機関の国際スタッフにビザを与えているものの、人道援助ワーカーは今もなおラカイン州で嫌がらせを受けている。

国内移動：地方及び地元当局の命令、指令及び指示は移動の自由を制限している。法律は、登録された居所以外の場所で一夜を過ごそうとする者に対して、事前に地元小区又は村落の当局に通知することを義務付けている。その地域に居住していない人を接待する家庭は全て、招待客名簿を作成し、当局に届け出なければならない。

政府は、IDP と無国籍者の移動の自由を制限した。移動の自由は主に身分証明文書の所有に関係していたが、当局は移動に係る規則を執行するに当たって、人種、民族、宗教、出生地を重要な要素として考えていた。少数民族州の居住者の報告によると、政府は、不本意に閉じ込められ、強制的に移転させられた IDP や無国籍者の移動を制限した。

ラカイン州に居住するイスラム教徒の国内移動に関する制限は広範囲に亘って行われていた。当局は国籍を持たない人々であるロヒンギャに対し、ラカイン州の 5 地域、すなわち、ロヒンギャが主に居住している Buthidaung、Maungdaw、Rathedaung、Kyauktaw 及び Sittwe で国内移動をする際は特別文書と旅行許可証を携行することを義務付けている(無国籍者の項を参照)。Buthidaung 郡区と Maungdaw 郡区の職員は依然としてロヒンギャに対し、他の村落に一泊するための許可を求めるために「常居所を留守にする旨を通知する書式」を提出し、宿泊先の村落行政官が備えている招待客名簿に登録することを義務付けている。これらの書式と許可証を取得するに当たっては、強要と賄賂が関係することが多かった。2015 年 6 月現在、地元当局は、2015 年 3 月 31 日に仮登録カードの有効期限が切れた後で、ロヒンギャに新たな書式の身分証明文書である国籍証明用 ID カード (Identity Card for National Verification) の発行を申請させるために周期的に旅行許可証を留保しているという報告がなされている。

外国人、ロヒンギャ、その他の人々が北部ラカイン州の郡区間を移動することを規制する制限の度合いは郡区によってばらつきがあり、また、移動するに当たっては通常、書式 4 として知られる文書の提出を義務付けられている。この書式は郡区の移住・国籍登録部(INRD：

Immigration and National Registration Department)にしか置いておらず、しかも、旅行者は家族リスト、仮登録カード及び 2 人の身元保証人の名を提供した場合にのみ、INRD からこの書式を入手することができた。書式 4 に基づき承認された旅行は 14 日間有効である。この書式を入手するための費用は郡区によって異なり、村落行政官又は郡区の INRD 事務所に支払わなければならない金額は 5 万チャット(\$38)から 10 万チャット(\$76)まで幅があった。北部ラカイン州のある村落又は郡区から別の村落又は郡区までの居所の変更は INRD 又は郡区、県及び州の職員からの許可を必要とした。ロヒンギャは居所を変更できるものの、新たな居所の新たな世帯登録リスト上には登録することができなかった。この慣行によって、人々は居所を変更することが事実上禁止されていた。

移動制限によって、北部ラカイン州のイスラム教徒がラカイン州以外の地を移動することは事実上禁止されていた。ラカイン州以外に住んでいるロヒンギャが北部ラカイン州内に入ることを禁止されているという報告がなされている。

北部ラカイン州その他の地域で事前予告なしの夜間検査が行われていると報告がなされている。当局は引き続き、武装組織のロヒンギャ連隊機構（Rohingya Solidarity Organization）に関係があるとしてロヒンギャの人々を逮捕している(第 1 節 c 項を参照)。

海外渡航：政府は、政治的活動家、元政治犯及び外国大使館のミャンマー人職員の外国旅行を制限した。無国籍者、特にロヒンギャは外国旅行に必要な書類を入手することができなかった。

亡命：相当な規模のディアスポラ（海外離散）状態にあり、多くの市民が自ら選択した亡命生活を送っている。2015 年を通じて、政府は亡命者に母国の再建を支援するよう促し、多くの亡命者が帰還した。帰還の権利を認めるための正式な政策又は手続きが策定されていないため、帰還を除く一部の亡命者（活動家を含む）については帰還の時期の見通しが立たず、無期限に遅延している。当局は新たな市民権証明書の発行を遅延させ、母国で滞在する権利に問題を生じさせることによって、少なくとも帰還する活動家一人と著名な元政治犯一人に嫌がらせをした。

国外移住及び帰還：国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：Office of UN High Commissioner for Refugees）によると、2015 年末現在でおよそ 75,000 人の登録ミャンマー難民がミャンマー国境沿いにあるタイ国の 9 つのキャンプで生活している。未登録者を含む難民の総数は 2015 年 9 月現在で推定 110,000 人である。政府は、難民や IDP が最終的に自主帰還するための条件を評価するため、UNHCR やその他の機関が帰還候補地を監視する目的で限定的な立ち入りをすることを認めた。

UNHCR の報告によると、およそ 32,000 人の登録ロヒンギャ難民がバングラデシュ南東部のコックスバザール (Cox's Bazar) 県にある 2 か所の公式難民キャンプ Kutapalong と Nayapara に住んでいる他、およそ 35,000 人の未登録ロヒンギャがこの 2 つに隣接して急場しのぎで設営された居住地で生活している。これに加えて、200,000~500,000 人の未登録ロヒンギャが難民キャンプの周辺にある市町村でロヒンギャを受入れている地元の住民とともに生活している。バングラデシュもミャンマーも、国籍を持たないロヒンギャが市民だと主張していない。一方、UNHCR はマレーシアに住むおよそ 47,500 人のロヒンギャを援助対象者として登録した。このうち、およそ 15,300 人は庇護希望者であり、32,200 人は難民であった。しかしながら、民間非営利団体の「国際難民支援機関 (Refugees International)」の 2015 年度報告書によると、マレーシアには登録されていないロヒンギャ移民がもっと多く存在している。2015 年 7 月現在、マレーシアで登録されている庇護希望者と難民の総数は、48,500 人以上のチン (Chin) 族と 12,200 人の非ロヒンギャ族ミャンマー・イスラム教徒を含め、141,956 人となっている。

国連によると、2014 年以降バングラデシュ又はミャンマーから海路で出国した難民と移住者は、2015 年上半期中に出国した 31,000 人を含め、およそ 94,00 人となっている。2014 年以降 1,100 人以上の人々が海上で死亡したと推定されている (2015 年に死亡したおよそ 370 人を含む)。2015 年 5 月、ベンガル湾 (Bay of Bengal) と アンダマン海 (Andaman Sea) のボート・ピープルとなっているロヒンギャとバングラデシュ人の違法移住が危機的状況を迎えた。これは、タイ政府が違法移住を取り締まるための法執行措置を強化し、タイとマレーシア間の国境沿いに 200 を超える大量の墓と難民キャンプのネットワークを発見したためである。UNHCR は同年 5 月、移民密輸業者と乗組員が船を放棄したことで、ミャンマーとバングラデシュから脱出した 5,000 人以上の難民と移民者が海上に取り残され、およそ 70 人が死亡したと報告した。また、密輸されたロヒンギャの人々はマレーシアへ到着した後で誘拐され、強制労働あるいは強制結婚を目的として売り飛ばされたという報告が限定的ながらなされている。ミャンマー、タイ及びマレーシアの職員が共謀してロヒンギャ移民の密輸や搾取を促進しているという報告もなされている。2015 年 12 月現在、大半の移住者は非公式に上陸し、出身国に送還されるか、タイやマレーシアの拘留施設に収用されたままであった。

国内避難民 (IDPs)

暴力により 614,000 人が強制退去させられたと推定されているが、紛争の被害を受けた地域に立ち入ることが制限されているため、正確な数字を把握することは困難である。UNHCR の報告によると、南東部では長年に亘って武力紛争が発生しているため、同地域では最大で 376,500 人が国内避難をしたままの状態にある。

2015年9月現在、国連人道問題調整事務所(UN Office of Coordination for Humanitarian Affairs)はカチン州とシャン州で武力紛争が継続しているため、100,000人以上が国内避難したままであると推定している。国内避難民の半数以上は、政府の支配が及ばない地域にある難民キャンプに住んでいるが、政府部隊はこのキャンプへ人道団体が立ち入るのを制限している。IDPを受入れている地域はおよそ160か所となっている。IDPの中には受入れ家族とともに難民生活を送っている人々もいれば、中国国境を跨いだ森林地域に身を潜めている人々もいる。

政府部隊と民族武装集団との間の戦闘がカチン、シャン、カレン、ラカインの諸州で勃発した。国軍とカチン独立軍との間の衝突は2015年を通じて起きており、1月にHpakant郡区、7月にSumprabum郡区で始まった衝突で、数千人が国内避難を余儀なくされた。また、4月にアラカン軍(Arakan Army)と国軍との間で起きた戦闘で、およそ400人の市民が国内避難した。

2012年の暴力を受けて、ロヒンギャとカマン(Kaman)のイスラム教徒、ラカイン民族、Maramagyi 仏教徒を含む130,000人がラカイン州で国内避難したままである。およそ100,000人のロヒンギャ IDP がシットウェ(Sittwe)の農村キャンプで支援機関からの援助に依存しながら生活している。人道機関は大半のIDP キャンプで清浄水、食糧、避難所、衛生を提供した。政府は保健・教育サービスを制限した。また、多くのIDPは政府による移動の制限と治安上の懸念を理由として生活の糧を求めることができなかった。ラカイン州当局と治安職員は、ロヒンギャ IDP の移動に関して厳しいかつ不釣り合いな制限を課した。シットウェで唯一残っているイスラム教徒居住区であるアウン・ミンガラー(Aung Mingalar)はスラム(貧民)街のようである。ロヒンギャは治安機関に謝礼を支払えば、柵で囲われ、警備された敷地を出て、近くの市場で生活必需品を買い求めるあるいは外部の診療所を訪問することが許された。一部のロヒンギャはアウン・ミンガラー以外の地域で限定的な商業活動に従事することができたという報告がなされている。移動に関する制限は依然として有効である一方、地元住民は移動の制限が幾分緩和されたと報告している。

2015年を通じて、人道機関はこれまで以上に日常的に支援を提供するための移動許可を受けているが、人道機関がラカイン州へ立ち入りできるのは不規則であり、同州での洪水に対応してしばしば制限されたと伝えられている。人道ワーカーは依然として地元コミュニティからイスラム教徒のIDPと村落に対する支援を減らすよう圧力をかけられていた。2015年、ラカイン州で活発に活動している国際NGOの現地職員で2012年に逮捕された3人は、その刑期を終えた後あるいは2015年7月30日に実施された特赦に基づいて釈放された(第1節d項を参照)。

これまでの年と異なり、宗教に根差した暴力は国内で発生しなかった。2015 年 9 月現在、政府はマンダレー管区 Meiktila で 2013 年に起きた反イスラム教徒暴力で国内避難したおよそ 3,300 人を再定住させていた。地元政府は残りのおよそ 400 人の IDP が再定住の適格者であるかどうか引き続き調査している。

UNHCR によると、全般的な状況が安定してきたため、少数レベルで自然発生的ではあるが、一部の IDP が国内南東部に戻っている。

難民の保護

庇護へのアクセス：ミャンマーの法律は、亡命資格又は難民資格を認める規定を設けておらず、政府は難民へ保護を提供するための体制を確立していない。

UNHCR は 2015 年を通じて庇護希望者を登録していない。

無国籍者

UNHCR は北部ラカイン州に常居所があるイスラム教徒ロヒンギャが 800,000 人以上に上ると推定しているが、ロヒンギャはミャンマーの市民権法（Citizenship Law）に差別的条項があるために国籍を持っていない。この数字には、無国籍 IDP を含め、ラカイン州の他の地域に住む無国籍者が含まれていない。予備的分析に基づけば、全国を通じて国籍を持たない人々及び国籍が定まらない人々（中国系、インド系及びネパール系の住民を含む）はかなりの人数に達している可能性が高い。

市民権法の市民権取得に関する条項は、人種又は民族性を根拠に差別しており、無国籍を生む原因となっている。1982 年市民権法とその手続きが発効したことを受けて、政府は公認された 135 の「ミャンマーの民族集団」のリストを公表した。これらの民族集団の構成員は法律に基づき自動的に「市民」である。135 の「公式民族」を掲載した政府リストには、ロヒンギャが含まれておらず、その後に政府が講じた措置により、少数民族ロヒンギャの人々は無国籍者となった。法律は「ミャンマーの民族集団」を、英国の植民地化の前年となる 1823 年に遡ってミャンマー国内に起源があることを証明できる人種・民族集団としか定義していない。チン族やカチン族を含む複数の少数民族集団は、この分類制度を不正確であるとして批判した。この法律条項に基づき、国内居住者の大半が自動的に市民権を得る一方、ロヒンギャ、インド系・中国系・ネパール系住民、及び「パシュ[Pashu]」（海峡華人）（これらの人々の一部は以前国内で市民権を得ていた）を含む複数の民族集団は、政府リストに含まれていない。法律は、国内で出生したが他州に「関連する繋がり」を持っていない子どもにも保護を

提供していない。この結果、無国籍者は、無国籍の両親の子どもが市民権を取得できないことから増加の一途を辿った。UNHCR と複数の人権及び人道機関は、ミャンマーが負っている国際人権上の義務とコミットメントに沿うような形に市民権法を改正するよう主張し続けている (第 6 節[児童]を参照)。

ロヒンギャという名称は、宗教的、言語的及びその他の民族的特徴によって定義される民族集団に属していると自己認識している集団に言及する言葉として使用されている。ロヒンギャは、現在のバングラデシュに民族地理的起源を持つという見方に異議を唱えないが、数世紀とは言わないまでも数十年に亘って現在のラカイン州に居住してきていると考えている。当局は通常、ロヒンギャを「ベンガル人」と呼び、北部ラカイン州のイスラム教徒住民はバングラデシュからの不法移民である又は植民地支配されている間に英国人により移植された移民の子孫であると主張している。政府は 2014 年 6 月にラカイン州 Myebon 郡区でロヒンギャ向けに実験的な「市民権検証プロセス」に着手し、その後 2015 年 1 月にラカイン州全土を通じ市民権検証プロセスを開始した。同年 9 月現在、政府は Myebon 郡区内のカマン族イスラム教徒とロヒンギャの申請者 1,300 人のうち、937 人に完全な帰化市民権を与えている。10 歳から 18 歳までの未成年者 650 人以上が、検証プロセスに基づき適格とされた両親を通じて自動的に帰化市民権を取得した。政府は、実験的プロセスに参加する条件として全ての参加者に対し、自らを「ベンガル人」と認めるよう要求し続けている。

市民権法によると、劣位形態の市民権、すなわち、準市民権と帰化市民権が存在する。その他の制定法に従えば、これらの市民は官職に立候補することができず、国軍、法執行又は行政に務めることもできず、土地又は金銭を相続することができず、医学や法律に関するものなど特定の専門学位を求めることもできない。市民権法によると、準市民又は帰化市民第 3 世代のみが完全な市民権を得ることができる。

ロヒンギャは厳しい法的、経済的及び社会的差別を経験している。政府はロヒンギャに対し、居住している村落を出て移動する場合に事前の許可を得ることを義務付け、高等教育、医療、その他の基本的サービスを受ける機会を限定し、公務員（医師、看護師、教師を含む）として働くことを禁止した。当局は、強制労働を行わせる者として北部ラカイン州のロヒンギャを選び出し、恣意的に逮捕した。当局はロヒンギャに対し、婚姻のために公的承認を得ることを義務付け、1 家族当たり登録できる子どもの数を 2 人までに制限したが、2 児政策に関する地元当局の執行状況は 2013 年に NaSaKa が解体された後にばらつきが見られた。大半の場合、当局はロヒンギャ家族に対して 2 児制限を超えた 3 人目以降の子どもを登録したが、当局がそのような登録をしない事例もあった。2015 年 1 月から 4 月にかけて、国境警備隊警察と INRD は北部ラカイン州の世帯登録リストを更新した。この結果、NaSaKa が解体された後に未登録のままになっていた児童の大半が世帯リストに追加された。しかしながら、こ

の更新の対象に NaSaKa がブラックリストに掲載した者は含まれなかった(第 6 節[児童]を参照)。

登録リストを更新する取組みの過程で、多数の脅迫、威嚇の試み、虐待、参加に抵抗したロヒンギャの逮捕などが起きた。たとえば、2015 年 2 月 8 日、Rathedaung 郡区で当局はロヒンギャの人々 7 人を逮捕し、激しく殴打した他、そのリーダー 2 人の髭と髪を剃った。このリーダー 2 人は 1961 年移動制限及び保証法 (Movement Restriction and Warranty Act)、1947 年ミャンマー移民緊急事態準備法 (Myanmar Immigration Emergency Provisions Act) 及び刑法第 353 条に基づき、公務執行妨害で起訴された。国境警備隊警察は、7 人が住む村落を当局に登録することを条件として 7 人を釈放することを約束した。2015 年 9 月現在、当局は 2 人を釈放したが、他の 5 人は拘留されたままであった。国境警備隊警察や INRD チームがリストに変更を加える (児童及び死亡した家族の登録を含む) ことの見返りに非正規の謝礼を得ていたため、強要行為は蔓延していた。

制限が課されたため、ロヒンギャが家屋や宗教的建物を建設する権利が妨害された。2014 年 9 月、テイン・セイン大統領は「ホワイトカード」保有者 (その圧倒的多数が無国籍ロヒンギャ) が政党を結成する又は政党に加入することを禁じる政党結成及び登録法 (Political Parties Formation and Registration Law) の改正法案に署名して、同法案を成立させた。2015 年 2 月 11 日、政府はホワイトカードの有効期限が 3 月 31 日に切れると発表し、一時的な代替カードとして、身元確認レシートを発行した。同年 5 月、政府は旧ホワイトカード保有者向けの差替えカードとして 2 年間有効で、延長のオプションも付いている一時的身分証明書である国籍証明用 ID カード (ICNV : Identity Card for National Verification) を導入した。政府は、ICNV を保有している個人だけが市民権証明書を申請することができると定めた。

諸報告によると、2015 年を通じてラカイン州の治安職員は、犯罪容疑者を探していると主張しながら暴力的な罪を犯し、数知れないほどのロヒンギャを恣意的に逮捕した。

違法移民の大多数が当初は自主的にラカイン州を出たと考えられているが、ロヒンギャ移民は一旦ボートに乗船してしまえば、また、輸送されている間に人身売買やその他の虐待の対象にされやすい。密輸団の大半はロヒンギャ集団によって組織されていると伝えられているものの、地方・州政府及び治安職員は密輸を許可するあるいはそのような活動を促進さえするために賄賂を受け取ったという報告がなされている。

ラカイン州では、超法規的殺害、レイプ、性的暴行、恣意的拘留、強制労働、性目的人身売買、拷問、拘留中の虐待、収監中の死亡、適正手続きと公正な公判の権利の組織的拒絶が見られるという報告がなされている。治安又は政府職員が捜査されている又は責任を負わされ

ているという報告が1件なされた。報告されているところによると、2015年12月7日、ラカイン州 Buthidaung 郡区に住む25歳のロヒンギャ男性である Mohammed Musa (別名 Maung Maung)と2人の旅客が国境警備隊警察の検問所で車を停止することを拒絶した後、国境警備隊警察は Mohammed Musa を銃撃し、殺害した。信頼できる報告によると、Mohammed Musa が賄賂の支払いに抵抗した後で1人の職員が彼の頭を銃で撃った。2人の旅客とその治安職員は拘留され、治安職員は業務上過失致死罪で起訴された。この事件は2015年末現在で係属中である。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法は、国民が選挙を通じてその政治を選択できる能力を限定的ながら提供している。憲法の条項に基づき、連邦議会の全議席数の4分の1及び州議会の全議席数の3分の1が現役軍人の被指名人に割当てられ、また、軍当局は国防、内政、国境問題を担当する各大臣を指名する権限を有するとともに、軍隊出身でなければならない大統領が国家の緊急事態を宣言した場合、政府の全部門の支配権を無期限に掌握する。また、これとは異なる憲法条項は、近親者が外国人の市民権を持っている者が大統領になることを禁じている。憲法を改正するためには議会議員の75パーセントの承認が必要であるとともに、軍は憲法改正プロセスに対して拒否権を発動する権利を有している。

議会は、憲法の改正案について投票するため2015年6月25日と7月8日に2度会合を開いた。両会期で議会は45以上の憲法改正案を投票により否決する一方、立法及び課税に関してより大きな権限を各州及び各管区に委譲するという内容が盛られた数件の改正案を承認した。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：2015年11月8日、ミャンマーは総選挙を実施した。この総選挙は構造的に一部欠陥を抱えていたものの、国際監視団体は国民の意思を全般的に反映していたと判断している。国際NGOのカーター・センター（Carter Center）によると、ミャンマー連邦選挙管理委員会（Burma's Union Election Commission）は法的にも構造的にも独立性を欠いていたものの、相当な課題を抱えながら複雑な選挙プロセスを成功裡に組織した。監視団体は、多数の非民選枠議席が軍将校向けに留保されていること、一部の候補者は差別的根拠により立候補資格を喪失したこと、ロヒンギャの人々の大半（その多くはこれまでの選挙で投票してきた）が選挙資格を剥奪されたことを挙げて懸念を提起した。2015年11月10日、カーター・センターの選挙監視団（EOM：Election Observation Mission）によると、家族投票や有権者に対する違法な支援など「やや散発的に見られた不正行為」や集計・作表に関して明確な手続きが欠けている少数の事例があつて、集計過程で不適切な処理がなされる結果となった。

しかし、カーター・センターはこれらの不規則な行為が選挙プロセスの整合性に大きな影響を及ぼしたとは考えておらず、訪問した投票所の 95 パーセントで行われた投票と集計は適切に進められたと述べている。同じく 11 月 10 日、カーター・センターと欧州連合 (EU) EOM はともに、選挙区外の期日前投票プロセスは透明性に欠けていたと述べている。アウン・サン・スー・チーが党首を務める野党第一党の国民民主連盟(NLD)は、州、地方及び連邦レベルの民選 1,150 議席の 77.1 パーセントを獲得した。

政党及び政治的な参加：野党と市民社会団体は引き続き集会を開き、抗議を行う権利を行使し、拡大している。2012 年から政治的及び社会的問題に関する抗議活動とデモ行動が全国を通じて定期的に行われるようになった。カーター・センターによると、2010 年総選挙以降、政治空間を設け、主要な政党が参加するために最低限受け入れ可能な条件と考える環境を整えるために、重要な措置が多く講じられている。EU EOM は、2015 選挙キャンペーンは「散発的な事件は起きたものの、概して平穏であり、政党は決起集会や市民集会を開催することができた」と述べている。2015 年 11 月 10 日、EU EOM はキャンペーン期間中に扇動的な表現で人種や宗教に言及していた行為について懸念を提起した。監視団体とメディアは、NLD が軍の支配下にあるココ諸島 (Coco Islands) で選挙キャンペーンを行うのを当局が制限したと述べている。

2015 年 9 月初旬、選挙管理委員会は同年 11 月に開催される選挙に立候補しようとしたおよそ 100 人を拒絶した。このうち、3 分の 2 以上については、市民権の基準を満たしていなかったとされたために無資格とされたものである。また、選挙管理委員会は、完全に市民権要件を完全に満たしていると主張したロヒンギャ申請者の全員及び多くのイスラム教徒を、無資格の法的根拠を提供しないまま拒絶した。11 人の候補者が上訴プロセスを経て復権した。

女性及びマイノリティーの参加：女性とマイノリティーは依然として、政府内で過少に評価されている。国家レベルで仕えている 36 人の大臣のうち、女性はずか 2 人である。女性は、連邦議会下院 440 議席のうち 24 議席、同上院 224 議席のうち 4 議席、7 州議会および 7 地方議会合計 882 議席のうち 26 議席をそれぞれ占めている。連邦、州及び地方レベルにおいて女性の代表が占める比率は 10 パーセントを超えたレベルでしかなかった。

2015 年 12 月現在、7 つの民族州のうち 6 大臣が各州の民族集団に属している。民族政党の代表は、連邦議会下院に 44 人（連邦団結発展党(Union Solidarity and Development Party)の黨員ではない）、同上院に 29 人おり、また、7 地方議会 544 人のうち 5 人、7 州議会 338 人のうち 98 人を占めている。連邦、州及び地方レベルにおいて少数民族政党の代表が占める比率はおおよそ 11 パーセントである。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は、政府職員の腐敗に対して刑罰を規定しており、政府は引き続き蔓延する腐敗を阻止しようと努めている。2014年、国家反汚職法が2013年に可決した後、議会は国の2人の副大統領の1人が委員長を務める反汚職委員会を設置し、15人の委員を任命した。2014年夏、政府はマネー・ローンダリング防止中央理事会（Anti-Money Laundering Central Board）を設置し、マネー・ローンダリングとテロ金融に関する措置を講じ、政策を採択した。

汚職：汚職は、特に司法部門において依然として蔓延する問題となっている。警察はしばしば被害者に犯罪捜査の見返りとして相当な金額の賄賂を支払うよう要求し、日常的に市民に金銭を強要していたと伝えられている。反汚職措置に責任を負う内務省は、国際機関と協力して特別捜査局（Special Investigation Bureau）及び金融情報機関（Financial Intelligence Unit）を設置した。2013年、両機関は汚職との闘いに公衆を参加させるため、公衆苦情制度を設けた。2015年を通じて、両機関は汚職と闘うために意義のある行動を取らなかった。

資産公開：公務員は、資産開示法の対象にはならない。法律は大統領と副大統領に対し、家族の資産リストを議会両院合同議長に提出することを義務付けており、また、大統領が任命した者に対し、その個人資産のリストを大統領に提出することを義務付けている。これらの資産報告書は一般に公開されない。

情報の一般公開：法律は、情報に対するパブリック・アクセスを規定していないものの、政府は財政の透明性を高めるために複数のプログラム又はプロジェクトを実施した。日常的な経済統計までも含む大半の政府データが国家機密として分類され、厳しく管理されていた過年度と比較して、政府は2015年に防衛省の全体収支及び総国内生産とインフレーションに関する統計を含む予算文書を公開し始めた。財務省（Ministry of Finance）は、予算文書を閲覧できるようにした他、予算関連情報を公衆にとってより理解しやすいものにするための手段として「市民の予算」を作成した。また、中央統計機関（Central Statistic Organization）は、社会的及び経済的指標に関する報告書を公表したが、データの信憑性は疑問の余地があった。鉱業省（Ministry of Mines）は、鉱山の採掘権に関する情報を、市民社会の代表で構成される採取産業透明性マルチ・ステークホルダーグループ（Extractive Industries Transparency Initiative Multi-Stakeholder Group）に初めて提供した。

議会での議論は専門チャンネルで放送されている。過年度と異なり、議員の投票記録の一部は公衆が閲覧できるようになっている。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査

に対する同国政府の姿勢

政府は、国内の人権団体が独立して機能するのを完全に認めたわけではなかった。2015 年末現在、政府は国連人権高等弁務官事務所(OHCHR : UN Office of the High Commissioner for Human Rights)のオフィスを開設するという 2012 年の誓約を実現していない。政府は、OHCHR が国内に名目的な存在を維持することを認める一方、OHCHR の一部の職員に対するビザの発行を遅延させ、ラカイン州への移動に当たっては引き続き移動許可を得ることを義務付けている。人権 NGO は、過年度ほど当局による嫌がらせや監視を受けることなく、事務所を開設し、活動することができた。

国際 NGO の代表を含む人権活動家と擁護者は依然として、更新のため定期的に出国することを義務付けられる短期ビザしか得ることができなかった。政府は引き続き外国人の移動を監視し、外国人と接触状況に関して市民を尋問したが、監視団体は一部の地域においてそのような活動は著しく減少したと報告している。

国連及び他の国際機関：2013 年、政府は、一部の国連機関と国際 NGO がカチン州の非政府勢力支配下地域内に入り、必要としている人々に人道支援を提供するとともに、事務所を開設して、常勤職員を配置することに許可を与え始めた。

政府は、2015 年の 1 月から 4 月にかけて、カチン州の政府支配下地域以外の地域に立ち入るのを阻止していたが、その立ち入りを認めた。人道団体の車列に対する承認は通常与えられなかったものの、個々の機関が実施する小規模のミッションであれば、よりうまく許可を得ることができたと伝えられている。カチン州のライザ (Laiza) は 2014 年 9 月以降、人道団体の車列が入ることは禁止されていたが、一部の人道機関は同地に事務所を維持しており、地元の人道組織を通じて支援の手を差し伸べていた。政府は一部の紛争地域で制限を課したままであり、特にシャン州とカチン州で民族武装集団と衝突した後は、人道機関が脆弱な人々と接触するのを厳しく規制した。

2015 年 2 月 9 日、北部シャン州のコーカン自治地域の支配を巡って、コーカン軍又はミャンマー民族民主同盟軍と国軍との間で衝突が勃発した結果、数千人の市民が強制退去させられ、国境を超えて中国へあるいは国内の他の地域へ避難した。2015 年 3 月 9 日、政府は国際人道機関に対して IDP への支援を要請したが、困窮しているコミュニティと接触できるのは現地職員のみであるという条件を付けた。

政府は、ミャンマー人権問題に関する国連特別報告官と国連事務総長特別顧問の定期訪問を促進した。しかしながら、特別報告官が 2015 年夏にミャンマーを訪問した際、ラカイン州及び政治的にデリケートなその他の地域に立ち入りたいとする同報告官の要求に制限を付けた。

政府は同報告官が同年 1 月に訪問した後、国粋主義者仏教徒の U Wirathu が同報告官に行った脅迫に対応しなかった。

ICRC が刑務所へ立ち入ることを許可した 2012 年の政府誓約を受けて、ICRC は独立した民間刑務所と労働収容所に無制限に立ち入ることができた。また、政府は、ICRC がシャン州、ラカイン州、カチン州など少数民族地域で活動するのを許可した。

政府の人権団体：ミャンマー国家人権委員会は深刻な人権侵害事件を調査し、一部の事例では、これらの犯罪に関与した警察部隊又は国軍の隊員に責任を問う政府に要求したものの、信頼できる独立したメカニズムで活動する同委員会の能力は限られている。同委員会は、人権教育カリキュラムの作成を支援し、人権資料を配布し、人権に関する訓練教育を実施した。同委員会は 2011 年から 2014 年にかけて、およそ 6,000 件の苦情を受理したと伝えられている。同委員会は国連及び国際パートナーと関係を維持した他、市民社会との関わりもますます強めている。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

憲法は、人種、出自、宗教、役職、地位、文化、性別、貧富による差別を禁じている。しかし、政府は、反差別的な法律を事実上執行していない。多数の法律、特に 1982 年市民権法は、この憲法規定に違反している。一方、憲法及び法的枠組みは、政治的見解、国籍又は市民権、社会的起源、障害、性的指向又は性同一性、年齢、言語、HIV 感染の有無、その他の伝染性疾患による差別を禁じていない。

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：レイプは違法であるが、政府はこの法律を事実上執行していない。配偶者によるレイプは、妻が 14 歳未満でなければ犯罪とならない。政府は、レイプに関する訴追と有罪判決の件数に係る統計を公表していない。警察は一般に、報告されたレイプ事件を捜査したが、警察の捜査は被害者に対して敏感さを欠いていた。ある著名な女性グループの報告によると、特にカレン州やモン州で、警察はレイプを届出た女性に暴言を吐くこともあり、また、レイプ犯の威厳を傷付けた嫌疑で被害者の女性自身が訴追される恐れもあった。

女性へのドメスティック・バイオレンス(配偶者による虐待を含む)は、依然として深刻な問題であった。家庭内での虐待は広く行われており、社会的に受け入れられるとみなされている。政府が配偶者による虐待やドメスティック・バイオレンスに関する統計を公表していな

いため、件数等の実態を知ることは困難であった。メディアの報道によると、ヤンゴンでは、2015年1月から8月にかけて8件のレイプが報告されている。他者に身体的危害を加えることを禁じる法律はあるものの、配偶者による13歳以上の女性のレイプを含め、ドメスティック・バイオレンスや配偶者による虐待を禁止する特定の法律はない。法律に違反した場合の刑罰は、懲役1年から終身刑に及ぶ他、罰金が科されることもある。

カチン州、シャン州及びラカイン州では、軍・治安当局者によるレイプ事件が報告された。軍は、レイプが軍部内で組織化されて行われているという疑惑を全て否定したが、2011年以降に発生した既知の事件で、兵士たちが民間人女性を標的として40件のレイプ罪を兵士たちが犯した事実を2014年になって認めた。市民社会グループは、2011年以降100件以上のレイプ犯罪が起きていると推定している。レイプ事件が全国でどのくらい発生しているかについて信頼できる推定値はないものの、市民社会グループは2015年を通じて報告された件数がこれまでの年よりも増加していると述べている。

2015年6月6日、シャン州南部のホーポン（Ho Pong）郡区で28歳女性のNang Khaekがレイプされ、強奪され、殺害された。地元コミュニティの人々は、近隣の「第249軽歩兵大隊（Light Infantry Battalion 249）」の前哨地に勤務する兵士がこの罪を犯したと考えた。現地の軍将校は、当初は否定したものの、後に一人の兵士を逮捕し、この者に死刑を科すと発表した。東部地区司令官は、この犯罪について謝罪し、被害者の家族に寄付を行った。公開鞭打ち刑が行われた後、同年6月12日に同地の兵士は全員配置転換となった。コミュニティの人々は、配置転換の後で犯罪者が新たな処罰を受けたかどうかわからない。

セクシャル・ハラスメント：刑法は、セクシャル・ハラスメントを禁止しており、言葉によるハラスメントに対しては罰金又は懲役1年以下、身体的接触を伴うハラスメントに対しては懲役2年以下の刑を科している。こうした犯罪は概して報告されないことから、この問題が社会にどれだけ広まっているかについての情報は全くない。国内の市民社会団体の報告によると、警察の捜査官は被害者に対して敏感さを欠いており、捜査又は訴追を遂行することは稀であった。

性と生殖に関する権利：ラカイン州を除き、夫婦も個人も、子どもの数、出産間隔、出産時期について決定する権利を持つ。2015年5月19日、政府は「人口抑制保健法（Population Control and Health Care Law）」を成立させた。同法には性と生殖に関する権利及び女性の権利に対する保護を弱めかねない条項が含まれている。同法の下で、大統領又は中央政府は、人口、天然資源、出生率、食糧の入手可能性などの要素を検討した上で、保健に関して「特定地域」を指定することができる。特定地域が一旦宣言されると、家族計画手法に関する規則の制定を含め、様々な職務を実行するために特別保険機関を設置することができる。

ラカイン州北部の 2 町に住むロヒンギヤを対象とする「子どもは 2 人までとする」州行政命令は依然として有効であるものの、執行状況にはばらつきがあった (第 1 節 f 項を参照)。当局は時として、同法施行後に出生した子どもの登録を拒否した。政府は、官民の臨床医が「出産間隔の維持」という責務の下に避妊薬を提供することを認めた。家族計画サービスを利用する上で、最も一般的に報告されている障害は、費用と利用可能性であった。避妊薬の入手可能性を含む性と生殖に関する健康サービスは一般に民間診療所と一部の公的施設に限定されていた。保健当局は避妊薬の販売を厳しく規制した。

2014 年国連人口基金 (UN Population Fund) データによると、母性死亡率は生児出生 10 万人当たり 200 人であると推定されている。長期的な避妊手法が利用できないことに加え、資金面での制約もあることが、望まない妊娠や危険な堕胎をもたらしている。最新の統計は入手できないものの、OHCHR の 2010 年報告書は、母性死亡率は生児出生 10 万人当たり 380 人であったと記載している。複数の NGO の報告によると、ロヒンギヤの母性死亡率が全国平均の 2 倍近くに達している原因として、人道援助が限られていることやロヒンギヤを対象に執行されている「2 児 (子どもは 2 人まで)」政策の下で行われている堕胎に起因する死亡が関係している可能性が高い。堕胎に伴う合併症が母性死亡の主因の一つであったと伝えられている。母性死亡率に影響を及ぼすその他の主要な要因として、貧困、包括的な性と生殖に関する健康サービス (避妊、母性・新生児への保健サービスを含む) の利用が限定されていること、これらの問題に関する情報及び意識の欠如、自宅出産のケースが極めて多いこと、熟練付き添い看護師、助産師、補助的助産師、基本医療スタッフ、訓練を受けたその他のコミュニティ医療従事者が不足していることなどが挙げられる。

差別: 法律により、女性は男性と同じ法的地位及び権利 (財産及び相続に関する権利を含む) を有するが、政府がこの法律を執行しているかどうかは不明である。同一労働に対して同一賃金とすることを義務付けているが、これが公式部門で尊重されているかどうかは定かでない。従来男性が従事してきた職業 (鉱業、林業、大工職、石工職、漁業) の大半における女性就業者の数は依然として少なかった。また、女性は特定の職業から事実上排除されていた。軍は、国軍士官学校 (Defense Services Academy) への女性の受入れを継続した。女性の方が圧倒的に貧困による影響を受けやすかった。

子ども

出生登録: 1982 年市民権法により、国家が公認している 135 の民族集団の他、旧市民権法に基づく市民権要件を満たす人々に対して自動的に完全市民権が付与される。また、少なくとも両親の一人が完全市民権を有している限り、その両親の第二世代の子どもに完全市民権が

付与される。準市民又は帰化市民の第三世代の子どもは完全市民権を得ることができる。市民権は両親から引継がれるものであって、両親とも 1982 年市民権法に基づき公認された 135 の「ミャンマー民族」でなければならない。同法に基づき、「帰化市民」（この中には、現在市民権が検討されている圧倒的多数のロヒンギャが含まれる）はその子孫に市民権を継承させることができない。

著名な国際 NGO は、農村部と都市部で出生登録に大きな格差があると述べている。主要都市（例：ヤンゴン、マンダレー）の場合、出生は直ちに登録される。大都市の場合、基本的な公共サービスを受けるのに必要な資格を得るため及び国民 ID カードを取得するために出生を登録しなければならない。小さな市町村の場合、出生登録は非公式に行われるかあるいは制度そのものが存在していないことが多い。

出生証明書は、特に児童労働、早婚、武装集団への入隊から子どもを守る重要な手段を提供した。出生登録がなされていない、あるいはもっと頻繁に発生する問題として出生証明書を手に入れない場合、遠隔地の地域社会で公共サービスを利用することが困難になる。ロヒンギャのコミュニティにとって、出生登録は大きな問題であった（第 2 節 d 項を参照）。また、ロヒンギャの子ども約 5,000 人が「ブラックリストに載せられて」いた、あるいは政府が NaSaKa を解体した 2013 年現在の世帯・家族登録リストに掲載されていなかった。ロヒンギャの子どもは、非嫡出子であること又は世帯内の最初の 2 児でないことがわかった場合に「ブラックリストに載せられた。」 2015 年 1~4 月公式世帯登録リスト更新版には、2013 年の NaSaKa 解体後に登録されないままとなっている大半の子どもが含まれているが、2013 年以前に NaSaKa によって「ブラックリストに載せられた」子どもは登録されなかった（第 2 節 d 項を参照）。

教育：法律により、教育は義務であり、無料であり、第 4 学年（10 歳程度）までは国内どこでも共通して行われる。しかしながら、政府は依然として公教育に最小限の資金しか割り当てておらず、学校は非公式の学費を課している。児童の権利擁護を訴えるヤンゴンの活動家の多くは、そのような学費の金額は少なくなっている他、それほど強制的なものでない場合が多いと述べている。女兒と男児で通学率にほとんど差がないと報告されている。

2015 年 6 月 18 日、政府は改正国家教育法（National Education Law）を採択した。同法は旧法を改善したものと考えられている一方、国内及び国際市民社会団体は、同法が学生自治会を合法化しておらず、また、教育部門に対する国の財政支援を義務付けていないと指摘している。

国内避難している児童及び国籍を持たない児童が教育を受ける機会は依然として制限されて

いる。

児童虐待：法律は、児童の虐待を禁止しているが、それらは十分でもなければ、執行されてもいない。NGO は、規律を守らせる手段として、児童に体罰を与える行為が広く行われていると報告した。政府は、UNICEF と協力して 1993 年児童法を強化した。同法には、虐待、人身売買、その他の形態の搾取から児童を守るための条項が多く盛り込まれている。違反者に対する刑罰は、2 年以下の懲役又は 10,000 チャット(\$7.60)の罰金である。ある著名な国際 NGO の報告によると、児童に対する暴力の範囲に関するデータはほとんどないが、家庭内や学校内、あるいは児童労働や搾取が行われている状況や武力紛争の最中において、児童に暴力が振られているという事例証拠がある。社会福祉省 (Ministry of Social Welfare) は、国際 NGO の支援を得て、性的暴行や虐待を受けた児童被害者のためにより多くのケースワーカーと支援サービスを提供する目的で、27 の郡区で保護実験プログラムを実行に移した。この実験プログラムでは、2015 年 9 月現在で 400 件の事案を確認している。ラカイン州では、暴力によって多数の家族が避難を余儀なくされ、こうした家族は暴力が横行する環境に晒された。カチン州とシャン州における武力紛争は、両地域内の児童に類似の影響を及ぼした (第 7 節 c 項を参照)。

早期結婚及び強制結婚：結婚の最低年齢要件は 18 歳であるが、児童結婚が行われていることは知られている。早期結婚及び強制結婚について信頼できる統計はなかった。

児童の性的搾取：国内外を問わず、児童を標的にした商業的な性的搾取について信頼できるデータはない。児童はミャンマー国内で性目的の人身売買の対象となっており、児童買春を目的とする少数の外国人観光客が児童を搾取している。ある NGO によると、2008 年から 2014 年にかけて 880 件の児童レイプ事案が報告されている。法律は児童買春目的の観光を明示的に禁じてはいないものの、1949 年売春禁止法 (Suppression of Prostitution Act) 第 13 条と売春法 (Prostitution Act) は、売春斡旋と売春をそれぞれ禁止しており、刑法は 14 歳未満の未成年者との性行為を禁止している。18 歳未満の児童の買春及び売春に科される刑罰は、懲役 10 年である。児童法はポルノを禁じており、これに対する刑罰は 2 年以上の懲役及び 10,000 チャット (\$7.60)の罰金である。法律は法定レイプを禁じており、被害者が 14 歳未満である場合、同意の有無にかかわらず、その性行為はレイプとみなされる。法定レイプに対する最高刑は、被害者が 12~14 歳であれば懲役 2 年、被害者が 12 歳未満であれば懲役 10 年から終身刑に及ぶ。

故郷を追われた児童：紛争地域における国内避難児童の死亡率は、国内の他地域におけるものよりも著しく高かった(第 2 節 d 項[国内避難民]を参照)。

国際的な子の奪取：ミャンマーは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。

反ユダヤ政策

ヤンゴンには、ユダヤ人が小規模で集会を行う際に利用するシナゴグ（礼拝堂）が 1 つあった。反ユダヤ的な行為についての報告は一切なされていない。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

政府は 2015 年 6 月、雇用、教育、医療の利用、教育、国家によるその他のサービスの提供において、身体、知覚、知能又は精神に障害がある人々を差別することを禁じる障害者法を可決した。同法は航空旅行やその他の形態の輸送において障害者を差別することを特に禁じてはいないものの、政府に対して障害者が公共輸送を容易に利用できるようにするよう命じている。政府は障害者法に関する実施ガイドラインを作成中の段階にあり、事実上これらの条項を執行してはいなかった。2015 年を通じて、選挙委員会は障害者が選挙プロセスに参加できるようにするために特別の施設を提供することを定めた条項を選挙法に盛り込むことを承認した。

障害者のリハビリ医療は保健省(Ministry of Health)が所管し、職業訓練、教育及び社会的保護政策については社会福祉省が所管している。2015 年を通じて、政府は、障害者の権利を推進するための閣僚委員会の機能を果たす機関としてミャンマー障害者評議会 (Myanmar Council of Persons) を認めていた。

ミャンマー身体障害者協会 (Myanmar Physical Handicap Association) によると、紛争により相当数の軍人、武装集団メンバー及び市民が拷問や地雷事故などに起因する障害を抱えていた。国内には、手足の一部を切断し、全国の 4 か所の身体リハビリセンターによって支援されている人がおよそ 12,000 人おり、その 3 分の 2 は地雷事故の生存者であると考えられている。障害者は、社会的汚名を着せられ、差別に晒され、市民や政府職員から虐待を受けたと報告した。障害のある学生は、大きな不利益として包摂的教育を妨げる障害を挙げている。

傷痍軍人は、優先的に正式な便宜を受けた、これは通常、健常者と同額の給料で公務員職に就くという形をとった。しかしながら、農村地域における軍及び少数派民族の生存者は、生活の糧を得る機会に恵まれず、手頃な料金の治療を受けることもできないのが普通であった。原則として、軍人以外の障害者への公的支援は、一時的障害の場合には最長 1 年間、収入の 3 分の 2 が支払われ、永久障害の場合には非課税の給付金が支払われた。新法は障害者となった労働者に職を保証する旨の規定を設けているものの、当局はその法律を執行しなかった。2013 年、政府は死亡又は負傷した兵士の家族を支援することを意図した法律を制定したが、その執行に関する情報は一切入手できなかった。

国籍／人種／少数民族

少数民族は、全国民の 30~40 パーセントを占めており、7 つの少数民族州が全国土のおよそ 60 パーセントを構成している。教育、住宅、雇用、医療サービスの利用といった分野において、少数民族に対する政府の差別及び社会的差別が広範に亘って根強く残っている。国際監視団体は、宗教的及び民族的背景により賃金が大きく変動するのは一般的であると述べている。

少数民族集団は、自宅では通常それぞれ独自の言語を使用しているものの、少数民族の居住地を含め政府が支配する国内の全域において、公立学校での授業では、依然としてミャンマー語の使用が義務付けられている。政府は、母語により児童を教育する権利を求める少数民族集団の要請に応じて、2013 年から現地語によるカリキュラムと授業に関する制限を緩和し始めた。たとえば、モン州の場合、地方自治体は 2014 年に学校がモン語により授業を行うことを認めた。しかしながら、少数民族地域では、公立の小学校及び中学校の大半が少数民族の言語による授業を行っていなかった。少数民族の言語で書かれた国内出版物はほとんどなかった。

軍と少数民族との間の緊張関係は、停戦協定が成立した地域では幾分緩和しているものの、依然として強い。軍は一部の少数民族集団が影響力を持つ地域に部隊を駐屯させ、特定の都市、町、高速道路を統制した。カチン独立組織（Kachin Independence Organization）を含む少数民族の武装集団は、緊張関係と不安的な情勢をもたらしている主要な原因として軍隊の存在がますます大きくなっていることを指摘している。報告されている虐待の中には、殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移転、政府軍兵士による民族集団メンバーのレイプなどが含まれていた。一部の少数民族集団もまた、虐待を犯した(第 1 節 g 項を参照)。

ラカイン州のロヒンギヤを含むイスラム教徒は、少数民族性と宗教を理由に深刻な差別を受

けている。ラカイン州での民族間紛争によって、主にイスラム教徒で構成されるカマン（Kaman）族など広義のイスラム教徒コミュニティが影響を受けた。ロヒンギャの大半は、移動、医療サービスの利用、経済活動(第7節d項を参照)、教育の利用、出生・死亡・婚姻(第2節d項を参照)の登録に関する権利に対して厳しい制限を課されている。ロヒンギャは、2012年にラカイン州全土に亘って勃発した暴力により国内避難を余儀なくされた人々の大半を占めている。ロヒンギャの大半は反永住的な難民キャンプに居住したままであり、教育や医療を利用する機会あるいは生計手段を見出す機会が極めて限られている。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

国内の政治改革によって、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）の人々に対する支援姿勢（LGBTIの権利擁護団体の結成やその活動の高まりを含む）が2015年を通じてより目に見えるような形になってきている。こうした変化によって、LGBTIコミュニティが公開イベントを開催したり、公然と社会に参加することがより容易になった。こうした進展にもかかわらず、合意に基づく同性間性行為は刑法第377条に基づき依然として違法である。刑法には、『異常な性的』行為を禁止する条項が含まれており、これに違反した場合、終身刑にまで及ぶ刑罰が定められている。『自然に反する犯罪』を禁止する法律は、男女ともに適用される。これらの法律が執行されることは稀であったが、LGBTIの人々の報告によると、警察は賄賂を強要するのに訴追するという脅しを用いた。LGBTI活動家は、恣意的逮捕（例えば、徘徊の嫌疑）や拘留などを含む警察の嫌がらせがあったと報告した。また、LGBTI活動家は、社会や家族による差別も広範囲に亘ってなされたと報告した。

雇用に当たって、性的指向及び性同一性に基づく差別が行われたという報告がなされている(第7節d項を参照)。LGBTIの人々は、医療提供者からの差別に直面したと報告した。地区、地方及び連邦レベルの裁判所は、ゲイ男性、トランスジェンダーの人々、HIV/AIDS 予防活動に従事していたNGOのアウトリーチ・ワーカーの12人を逮捕し、虐待したマンダレー警察を相手として2013~2014年にミャンマーLGBT権利ネットワーク（Myanmar LGBT Rights Network）が提起した訴訟を棄却した。捜査は2015年9月現在で継続している。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

憲法は、国家の保健政策に従って医療を受ける個人の権利を規定し、政府が「身分」を根拠として差別を行うことを禁止し、法の下での雇用機会の均等と平等を義務付けている。HIV/AIDS に感染した人は、その憲法上の権利が侵害された又は抗レトロウイルス療法（ART：antiretroviral therapy）など必要不可欠な治療を拒絶された場合、政府に苦情を申し立て

ることができる。2015 年を通じて、個人がこれらの根拠に基づいて苦情を申し立てたという報告はなされていない。HIV に限定した保護法又は特に HIV の人権的側面に対処した法律はない。

HIV/AIDS に感染した人々に対して、雇用差別を含む社会的暴力又は差別が行われたという報告があった（第 7 節 d 項も参照）。懇親会や諸活動からの排除、言葉による侮辱、嫌がらせ、身体的暴行といった否定的な事件は広く発生している。HIV/AIDS に感染するリスクを高めることに繋がる行動を犯罪とする法律は依然として有効であることが、このような行動を起こす人々に対して社会的烙印を押す動きや差別を行う動きに直接火をつけるとともに、このような人々が HIV の予防、治療、ケアサービスを利用するのを妨害することになる。一例を挙げれば、国連合同エイズ計画（Joint UN Program on HIV/AIDS）の 2014 年報告書によると、注射剤利用者は、注射針と注射器を携行していることを発見されたときに警察から嫌がらせや虐待を受けたと報告した。こうした行為を受けて、注射剤利用者は新たな注射器の購入を控えるようになった。また、HIV に感染している注射剤利用者は、医療施設で一般的に行われている差別によって、ART の利用を拒否されたと報告した。HIV/AIDS に感染した人は、生命又はプライバシーに対する基本的権利が侵害された場合、ミャンマー国家人権委員会に苦情を申し立てることができる。とはいうものの、個々の苦情を解決するための同委員会の資源と権限は限られている。

法執行の慣行を背景として、売春婦に対しては甚だしい度合いの社会的汚名が着せられ、また、差別が行われている。さらに、この社会的汚名と差別によって、売春婦は HIV の予防と治療及び社会的保護サービスを受けることを妨げられている。警察が売春婦に嫌がらせをするため、売春婦はコンドームを携行することができなくなっている。

他の社会的暴力又は差別

反イスラム感情とイスラム教徒に対する差別は依然として強まっているものの、これまでの年に比べ、コミュニティ間の暴力に関する報告はなされていない。「人種と宗教を守る仏教徒組織（Buddhist Organization to Protect Race and Religion）」のメンバーを含むバマー・仏教徒（Bamar- Buddhist）国粋主義者集団は、依然としてイスラム教徒を中傷し、イスラム教徒のビジネスをボイコットするよう要請するとともに、2015 年 11 月選挙までの期間に投票者に対して仏教徒支持政党を支援するよう促した。たとえば、地方自治体はイスラム教徒の食肉処理場によるライセンス取得と家畜屠殺を制限した。この制限によってイスラム教徒コミュニティの事業活動とイスラム教祭日を祝賀する能力は負の影響を受けた。過年度において、反イスラム感情とイスラム教徒に対する差別を背景として、モスク、イスラム学校、イスラム教徒の家庭、イスラム教徒が所有する企業に対する暴力が相次いだ。

異教徒間活動家は、嫌がらせを受け、拘留された。たとえば、2015 年 7 月 15 日と 17 日、マンドレー管区警察は、非合法結社法違反の嫌疑で、異教徒間活動家である Ko Zaw Zaw Latt、Pwint Phyu Latt、Mg Zaw Win Bo の 3 人を逮捕した。また、2015 年を通じて、警察はカチン独立組織とチン民族組織のメンバーと会談した嫌疑でこの活動家たちを 2015 年に起訴した。この 3 人は 2015 年 9 月現在、公判を待つまでの間勾留されている。また、マンドレー管区の他の異教徒間活動家は、匿名の電話とメールで脅迫を受けたと報告した。

政府は、マンドレーのモスクとイスラム教徒が所有する企業数社を標的とした攻撃で、仏教徒 1 人が死亡した他、10 人以上が負傷した 2014 年 7 月の事件に関係した 2 人を除く全ての者に対する捜査と裁判が終了したと報告した。政府は、暴力行為に関連して 53 人（仏教徒 21 人、イスラム教徒 32 人）を逮捕し、11 人に対して暴動及び恐怖を煽るための偽情報の流布の罪で懲役 3 年の刑を科した、と報告した。2014 年 10 月、4 人がイスラム教徒殺害の罪で有罪判決を受け、重労働付きの懲役 10 年の刑を言い渡された。裁判所は、仏教徒殺害の罪でイスラム教徒 6 人に有罪判決を下し、懲役 10 年の刑を科した。2015 年 12 月現在、弁護士はイスラム教徒 6 人の有罪判決を控訴している。

複数の情報筋は、イスラム教徒及びキリスト教徒に制約が課されていることによって、これらの教徒が高等教育を受け、高位の官職に就く機会が妨げられており、また、イスラム教徒は自由に投資し、商売することができないと述べている。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律は、労働者が独立した労働組合を結成し、それに加入する権利、団体交渉を行う権利、及び合法的なストライキを実施する権利を規定している。法律は、労働組織が労働組合活動に従事したことを理由として解雇された労働者の復職を要求することを認めているが、降格又は強制的な配置転換の形態をとる反組合的差別を明示的には禁じていない。法律は、労働組合が正式に登録される前に、労働者を解雇から十分に保護するための規定を設けていない。

法律は、国内の労働連合及び労働連盟が国際的な労働連合及び労働連盟に加盟することを認めている。国防機関、軍隊及び警察の各職員は労働組合を結成することを禁じられている。基本的な労働組織は最低 30 人の労働者で構成されていなければならない。また、郡区登録局を通じて、労働・雇用・社会保障省 Ministry of Labor, Employment, and Social Security（労働省 [Ministry of Labor]）の登録官局（Chief Registrar's Office）に登録しなければならない。郡区の

労働組織は関連する基本的な労働組織の少なくとも 10 パーセントが登録することを義務付けており、地方又は州の労働組織は関連する郡区労働組織の少なくとも 10 パーセントが登録することを義務付けている。このような上位の各労働組合には、同じ業界業又は活動を行う組織のみが含まなければならない。同様に、労働連合及び労働連盟もまた、正式に登録するためには、それぞれ最低比率の地方又は州のすぐ下の層の労働組織が登録すること（それぞれ 10 パーセント及び 20 パーセント）を義務付けている。

法律は、国内 NGO（労働問題に取り組む NGO を含む）に関しては任意登録する旨の規定を設けている。登録を選択した組織は、登録後に組織の目標と活動に変更を加えたいと思えば、政府の事前承認に係る要件を含め、更なる制約を受ける恐れがあると伝えられている。集会の自由に関する制限は広範囲に亘って課されている(第 2 節 b 項を参照)。

法律は労働組合に対し、労働者を代表する権利、雇用主と団体交渉を行う権利及び調停機関又は調停審判所に労働組合代表を送り込む権利を与えている。また、労働組合は、個々の労働争議と個々の雇用契約において支援することを認められている。法律は、団体交渉プロセスの管理に関して、詳細な措置を規定していない。

法律は、労働者が多数決で決定し、関係する労働連合の許可を得て、その詳細について 3 日前に雇用主と関係する調停機関に事前通知を行えば、大半の部門でストライキを実施する権利を有する旨を規定している。法律は、必要不可欠なサービスを提供する部門においてストライキやロックアウトを実施することを認めていない。「公益事業サービス」（旅客輸送、貨物輸送、郵便、衛生、情報、通信、技術、エネルギー、石油、金融の各部門を含む）においては、遅くとも 14 日前までに関係する労働組織と調停機関に事前通知すれば、ロックアウトの実施は認められる。公益事業サービスでストライキを実施する場合、一般に他の部門と同じ措置を講じなければならないが、維持すべき最低限のサービス水準を決定するためにストライキを実施する 14 日前までに事前通知を行い、労働者側と経営者側との間で交渉を行わなければならない。

法律は、企業、郡区、地方及び国レベルで行われる個別及び団体労働争議の調停又は仲裁による解決に関する枠組みを規定しているが、執行のための十分な仕組みを欠いている。この争議解決のプロセスは長期に亘り、かつ、煩雑であり、苦情を解決するためにこの制度を利用しようとする労働者に障害をもたらしかねない、と外部の監視団体は懸念を表明した。和解契約に違反した場合の法に基づく刑罰は軽く、100,000 チャット(\$76) 又は懲役 1 年未満である。一部の監視団体によると、罰金額が低いことに加え、執行もされないことから、雇用主の中には仲裁及び調停機関による裁定と和解契約の条項を無視する者もいた。2014 年、ある NGO が 2014 年に報告したところによると、地方レベルでは一般に雇用主寄りの決定が下

されたが、ある事案において少なくとも仲裁協議会メンバーの一人が雇用者側に有利な決定を下すよう圧力をかけられていた。2015 年中に、不当解雇事案において労働者を復職させるよう指示した仲裁協議会の命令に雇用主が従わなかったため、同協議会の委員 1 人が辞任したと伝えられている。雇用主が協議会の決定を最高裁判所に上訴したという報告もなされている。政府は、2012 年 3 月から 2014 年 12 月にかけて取扱われた労働争議の 96 パーセントがヤンゴンで発生しており、50 パーセント以上が縫製業界で起きていると報告した。

2015 年 5 月 21 日、政府は、国家レベルで組織された労働活動に関して法的認識と法に基づく保護を与えた 1 つの労働連盟と 3 つの労働連合を認めた。また、この地位によってこれらの労働連盟や労働連合はより政治的な活動と政府ロビー活動に従事できるようになった。それにもかかわらず、労働グループは、現行の法律に基づく登録要件のために労働組織が国家レベルで登録できないことが最大の課題になったままであると報告した。国家レベルでの登録は多国籍企業と労働枠組み契約を締結するための前提条件となっている。また、ILO、労働活動家、メディアは、労働組合を組成した又は労働組合に加入した労働者の多くがその後雇用主によって解雇された又はその他の形態の報復を受けたことについて、引き続き懸念を表明している。

労働者及び労働者団体は、雇用主に交渉を促す上で労働省は一般に協力的であると報告し続けているが、雇用主が交渉済みの契約を無視するあるいは他の形態の反組合的差別を行っているという同じ内容の報告が複数なされている。

報道機関は、組合活動を組織した嫌疑によって労働者が解雇され、収監され、鞭打ち行為を受けているという疑惑を報道した。たとえば、2015 年 2 月 9 日、シェピタ工業地域 (Shwe Pyi Thar Industrial Zone) 内にある縫製工場の労働者およそ 4,000 人が給料の増額と工場内での労働組合の結成を要求して、ストライキに突入した。数人の労働者は、同年 1 月 28 日以降工場ですり込み抗議を行っていた。4 回に及ぶ交渉で合意に至らなかった後、政府は 2 月 18 日、工場の入口をブロックしているストライキ労働者を排除するために警察部隊が動員されると警告した。2 月 20 日、警察は強制的に数十人のストライキ労働者を排除した結果、数人が逮捕され、数人が軽傷を負った。警察は、刑法第 147 条に基づき暴動罪で労働者 14 人を、また刑法第 505 条 b 項に基づき、一般の人々の不安を掻き立てた罪で労働組合の指導者 4 人をそれぞれ逮捕した。同年 12 月、労働組合の指導者 2 人は、懲役 2 年の刑を宣告された。

ILO は、2015 年 3 月時点で 1,700 以上の労働組合と 30 の雇用者組団体が登録されていると報告した。この 3 分の 2 以上が農業部門で結成されていた。これらの組織の大半は、農業、製造業、輸送部門に集中している企業レベルの事業体であった。ILO の推定によると、これらの労働組合の加入員は合計でおよそ 10 万人となっている。改革に関連した労働組合活動は、

妨害されることなく、また政府の干渉を受けることなく継続している。

b 強制労働の禁止

法律は、全ての形態の強制労働を禁じており、他者に強制労働を課す者は刑罰を科される旨を規定している。しかし、政府はこの法律を事実上執行しなかった。

法律は強制労働違反に対して刑罰を規定している。強制労働違反が軍によって行われたものかそれとも政府によって行われたものかによって、刑罰は異なる。軍の違反者は、軍法又は刑法に基づき訴追される可能性がある。民間の違反者は、刑法に基づき行政処分を受ける又は刑事訴訟を提起される可能性がある。刑法に基づく最高刑は懲役 12 か月間であり、軍法の下では懲役 7 年である。国際監視団体は、この刑罰が強制労働を抑止する上で十分なものであるとみなしている。

政府は、2015 年までに強制労働を排除するという ILO の行動計画を引き続き実施しているものの、当局によるこの行動計画の実施状況を地域レベルで見ると、依然としてばらつきがある。軍、政府とも、苦情処理制度によって記録されている苦情に対応した。ILO の報告によると、強制労働の実際の利用は全体として減少しているが、ILO の苦情処理制度を通じて申し立てられる強制労働に係る苦情の数は依然として高い水準にあることを示す報告を ILO は受理し続けている。また、ILO は、政府と軍が成人や児童に強制労働をさせている状況と違反者に責任を負わせていないことは依然として問題であると述べている(第 7 節 c 項を参照)。ILO は 2015 年 9 月現在で毎月 25 件の苦情を受理している。これに比べて、2014 年には毎月 33 件の苦情を受理していた。ILO は、報告件数が依然として高い水準にある状況は、ILO と市民社会団体が提供する強固な支援ネットワークの存在と併せて強制労働の違法性に関する意識が向上していることや国家司法制度に対する国民の信頼と信任が引き続き低い水準にあるという事実に起因していると考えている。

停戦州を含む全国で強制労働についての報告が行われている。強制労働が行われる割合は激しい武力紛争が行われている州の方が高い。強制荷物運搬、公的インフラプロジェクトに関する強制作業、軍の「自立」方針に関する活動を含め、強制労働が引き続き行われている。軍の大隊は、自立方針の下、各大隊の食糧及び労働力の供給を自ら確保する責任を負っており、地元の村民から調達している。こうした状況が強制労働その他の虐待（土地の没収や財産の破壊を含む）を生み出す大きな要因となっている。複数の監視団体によると、強制労働の慣行は変化してきており、軍による強制労働の利用が減少し、民間部門や文官による強制労働が増加していると伝えられている。また、国際機関は、紛争の被害地域で強制労働が依然として一般的に行われていると報告した。軍、地方自治体及び民間企業が土地を没収して

いるため、農業労働者は以前に所有した土地での労働を含め、強制労働をさせられる危険に晒されている。

ILO は、民間部門において強制労働が行われているという報告を受理したと述べている。強制労働の形態の中には、職を失う恐れがある労働者が報酬の有無を問わず行う過度な時間外労働、奴隷労働などが含まれていた。家庭内労働者もまた、依然として家事奴隷に陥る恐れがあった。男性は、ヤシ油やゴムの大農園あるいはヒスイや貴金属の鉱山で強制労働をさせられた。児童の強制労働に関する報告もなされている(第7節 c 項を参照)。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律では、児童を雇用する場合の最低年齢を 13 歳としている。法律は、14 歳~17 歳の児童の労働を「軽作業」に限定しているが、その軽作業という用語を定義していない。この法律は執行されていなかった。

検査官は国内労働法（児童労働に関するものを含む）の適用状況を監視するための訓練を受けているが、資源が全般的に不足しているため、全国に配置できるほど検査官の数は多くない。社会福祉省の検査官は、全国で展開されている 25 の「児童の権利に関する郡区コミュニティ (Township Community on the Rights of the Child)」プロジェクトにおける児童関連事案を監視した。労働省は児童保護と最低賃金に関する問題について UNICEF と協力し、児童労働に対処するために ILO と連携した。2014 年、労働省は ILO の支援を受けて、労働大臣が議長を務め、政府の全部門、民間部門、労働組合、市民社会の代表で構成される児童労働作業部会を設置した。同作業部会の任務は、「最悪の形態の児童労働に関する第 182 号 ILO 条約 (ILO Convention 182 on the Elimination of the Worst Forms of Child Labor)」を実施するための国家行動計画を作成することであったが、この行動計画は 2015 年 12 月現在で作成されていない。2015 年を通じて、18 人の委員から成る「児童の権利に関する国家委員会 (National Committee on the Rights of the Child)」は、1 度会合を開き、州および地方政府が提出した報告書を検証した。

法律は、児童兵士を徴募した罪を犯した者に刑罰を科すことを規定している。この法律に基づく刑罰とその他の児童労働違反に関する同法の執行状況は、違反を抑止する上で十分とは言えなかった。

児童労働は依然として広く行われており、極めて目立っている。児童は大きな危険にさらされている。これは、困窮を極める両親が、経済的に貧しい状況に耐えかねて、子どもが義務教育を終えた後で、また、しばしば義務教育を終える前に、退学させるからである。児童は都市では、児童の大半が食品加工業や軽工業産業の労働者、街頭行商人又はゴミ収集人、レストランやカフェの接客係、家事労働者として働いている。

技能をほとんどあるいはまったく持たずに、インフォーマル（非公式）経済や路上で働く児童の数が増えてきている。こうした環境の下で、児童は薬物、軽犯罪、逮捕の危険、商業的性搾取、HIV/AIDS その他の性感染疾病に晒されている(第6節[児童]も参照)。

児童は、喫茶店、農業、物乞いで強制労働の対象になりやすい。農村部において、児童は、時に強制労働という状況の中で日常的に家族農業に従事している。

政府は児童兵士を解放し、時として児童兵士を徴募した軍将校を処罰したと報告しているものの、諸報告は、軍当局者が引き続き軍関連活動の中で児童を徴募し、動員していることを示唆している。民族武装集団もまた、児童兵士を徴募し続けている(第1節g項を参照)。

d 雇用又は職業に関する差別

労働法令は、人種、肌色、性別、宗教、ジェンダー、政治的見解、国籍又は市民権、社会的起源、障害、性的指向又は性同一性、年齢、言語、HIV 感染の有無又はその他の伝染性疾病、社会的地位に基づく雇用差別を特に禁じていない。

政府及び民間機関は、イスラム教徒が所有する企業の事業活動を妨害し、労働力の採用・維持、適切な労働基準の維持、公的及び私的契約の確保に係るイスラム教徒の能力に悪影響を及ぼすような差別を行っているという報告がなされている。また、雇用において、LGBTI の人々の昇格拒否及び解雇など性的指向と性同一性に基づく差別が行われているという報告もなされている。活動家の報告によると、ゲイやレズビアンであることを公然と認めている人々の雇用機会は限られている。活動家は、こうした人々に対する社会全体の支援が全般的に欠けていると述べている。また、活動家の報告によると、全般的な社会的差別に加えて、HIV/AIDS 感染者は公的及び民間部門の両方で、職場での強制 HIV 試験により陽性反応が出た後での雇用の中断及び喪失を含めて雇用差別を受けている。

e 受入れ可能な労働条件

2015 年 9 月 1 日、政府は公式日額最低賃金を 3,600 チャット (\$2.75)とすることを承認した。最低賃金は、あらゆる部門及び産業に亘って、1 日当たり標準 8 時間労働を対象としており、従業員数が 15 人未満の企業の労働者を除き、あらゆる労働者に適用される。最低賃金の公表に当たっては、超過勤務手当について言及されなかった。超過勤務手当は、最低賃金と同様に、過去 2 年間に亘って、政府、雇用主、労働者間で議論が行われてきた論争の的になる問題であった。ミャンマーの貧困所得レベルは 1 日当たり 1,000 チャット (\$.76) 未満と推定されている。

法律は、公的部門の従業員については週 5 日勤務、週 35 時間、民間部門の従業員については週 6 日勤務、週 44 時間労働とし、時間外労働に対して超過勤務手当が支払われる旨を定めている。国有企業の工場労働者は、工場の種類に応じて、週 44~48 時間働かなければならない。法律はまた、1 週間に 1 度 24 時間の休憩期間を設け、年間 21 日の有給休暇を付与することを認めている。休暇及び休日法 (Leave and Holidays Act) は、全国並びにあらゆる労働及び職業に適用される。また、法律は休暇の定義の中に出産休暇を含めている。2015 年、政府は「雇用及び技術向上法 (Employment and Skills Development Law)」に基づき設けられた規則に沿う雇用契約書雛型を導入した。

職業安全衛生法は時代遅れが甚だしいものとなっている。労働者がその健康又は安全を脅かす環境から解放された後で雇用を失ったという報告は一切なされていない。

労働省の工場労働法監視局 (Factories and General Labor Laws Inspection Department) は、民間部門における労働環境を監督している。資源や能力が不足しているため、労働法の執行状況が制限されている。2014 年、労働省は労働法の検査官 99 人と職業安全衛生の検査官 104 人を擁していた他、全国 53 か所に事務所を設置していた。検査官は技術的知識を有していたものの、検査を適切に実施するために必要な機器を有していなかった。特定の部門においては、たとえば、農務灌漑省 (Ministry of Agriculture and Irrigation)、工業省 (Ministry of Industries)、鉱業省、保健省など他省が職業安全衛生法を規制した。

特別経済区における紛争は原契約及び現行法に従って解決されるものとする法律は規定している。2013 年ミャンマー特別経済区法 (Myanmar Special Economic Zone Law) に基づき、政府はそのような各特別経済区に労働検査官を 1 人ずつ指名するとともに、賃金水準の設定及び国内労働者と外国人労働者の比率の監視を担当する区三者委員会を設置することに同意した。

2015 年 5 月 18 日、政府と ILO はマルチパートナーで構成される「ミャンマーにおける基本的な労働の権利と労働慣行の促進イニシアティブ (Initiative to Promote Fundamental Labor

Rights and Practices in Myanmar)」の後援の下にミャンマーの第1回労働ステークホルダー・フォーラム」を開催した。このフォーラムは、労働権と様々な労働問題（児童労働への対処、労働紛争解決法の強化、国内の能力及び機関の強化などの問題が含まれる）を協議するため、公的及び民間部門から 200 人以上の参加者を集めた。

労働関係の諸法律は一般に政府部門内で執行されるが、民間企業内では法律違反が頻繁に発生していた。2015 年、連邦議会共同委員会（Union Parliament Joint Commission）は労働法違反を検証する作業を中断した。メディアによると、同委員会は 2014 年、多くの工場ではシフト勤務時間が 12 時間も続くことがわかった。また、外国人監督者による嫌がらせや厳しい扱いに対する苦情が発生していることに気付いた。さらに、平均月額給与額はおよそ 47,000 チャット (\$36) であるが、労働者が完全出勤記録を持っている場合しか給与が支払われないことがわかった。同委員会はその作業を中断したものの、労働者は引き続き関連の政府機関と紛争解決機関に苦情を申し立てていた。労働組合は、政府による検査は稀にしか実施されず、また、実施の数日前に事前通知を行うことが多いため、工場の所有者は、（一時的である場合が多いが）施設を労働法に従うように変えることができたと訴えた。検査官の腐敗と収賄が観察されたと伝えられている。

労働関係法は執行されるのが稀であることから、賃金や労働時間に関する法律の条項は労働者のごく一部にしか恩恵を与えておらず、大半の労働者は農村部の農業に従事しているかインフォーマル部門で働いていた。公的部門の実質賃金が低いため、腐敗や常習的欠勤が蔓延するようになっていった。民間部門の場合、熟練を要しない仕事をする都市労働者は 1 日当たり 1,000~2,500 チャット (\$0.76~\$1.90) を稼ぐ一方、農村部の農業従事者は一般にそれより少ない金額の収入しか得ることができなかった。民間部門の熟練労働者は、農村部の農業従事者や都市労働者よりも幾分多く稼ぐ傾向があった。たとえば、民間部門の雇用主によると、熟練工場労働者は 1 か月当たり 50,000~100,000 チャット (\$38~\$76) を稼いだ。2014 年 9 月、労働省は雇用主や労働組合と連携して労働調査を開始した。この調査は年末現在で継続している。

社会保障局（Social Security Board）は、6 部門（政府、国際機関、季節農業・漁業、建設、非営利団体、家事作業）を除き、従業員が 6 人以上の会社における全ての従業員を対象としている。しかし、實際上、社会保障局は主に登録労働者の大半が勤務する産業区を対象としているため、職場での事故又は災害に巻き込まれる個人の 1 パーセント未満しか支援していない。社会保障局は病院と診療所を提供したが、事故又は職場での労働法違反に関して、独立機関が検証可能な統計を維持してはいなかった。経済の他部門における労働者はさらに小さい支援しか得ていないと想定される。また、事故又は職場での労働法違反に関する統計は全く入手できていない。